

## ハーグ子の奪取条約のわが国の批准と 沖縄の抱える課題

熊谷久世  
鎌田 晋  
武田昌則  
平田正代

### 1. はじめに

平成24（2012）年3月9日、政府は「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（以下、ハーグ条約）の実施に関する法律案」を、内閣提出法律案として国会に提出することを閣議決定した<sup>1</sup>。その後、平成24（2012）年4月20日現在、法律案は条約締結についての国会承認を求める一般案件とともに、衆議院において第180回国会議案として審議中である<sup>2</sup>。

わが国のハーグ条約締結をめぐる動向は、平成16（2004）年1月に国連の子どもの権利委員会が、国際的な子の奪取についての保護措置が十分ではないとして、わが国への懸念を表明し、ハーグ条約への批准を勧告したことに端緒する。その後、諸外国からのわが国への条約早期締結を求める要請もしくは共同声明が頻発されるなか<sup>3</sup>、平成23（2011）年5月、菅首相（当時）が、G8ドーヴィル・サミットでの米国・カナダ・英国との首脳会談において、ハーグ条約締結に向けた準備を進めることにつき政府と

---

<sup>1</sup> 同時に、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結について国会の承認を求めるの件」を一般案件として閣議決定した。首相官邸ホームページ・閣議案件：<http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2012/kakugi-2012030901.html> 「平成24年3月9日（金）定例閣議案件」参照。

<sup>2</sup> 衆議院ホームページ：議案：180回（常会）「議案の一覧」[http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index\\_gian.htm](http://www.shugiin.go.jp/index.nsf/html/index_gian.htm) 参照。

<sup>3</sup> わが国のハーグ条約締結をめぐる諸外国の動向については、加地良太「深刻化する国際的な子の連れ去り問題とハーグ条約」立法と調査326号（2012）63頁参照。

して決定した旨を表明するにいたった。わが国がハーグ条約を締結するために、条約で定められた義務を国内で実施するための担保法整備が急務となり、法務省がハーグ条約の国内担保法案全体の取りまとめとともに裁判所における子の返還手続部分の法文化作業をおこない、外務省は子の所在の特定や返還のための当事者間の話し合いに向けた支援、面会交流の実施に向けた支援等をおこなう中央当局の任務に関する部分の法文化作業をおこなった。平成23(2011)年10月には、法務省は「ハーグ条約を実施するための子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめに関する意見募集(パブリックコメント)」を実施(ほぼ同時に外務省は「ハーグ条約を実施するための中央当局の在り方に関する意見募集(パブリックコメント)」を実施)した。

国際的な子の奪取が問題となる多くのケースは、国籍の異なる夫婦の別居または離婚に伴い、父母の一方が他方のもとから子を連れ去るとか、連れ去られた子を奪い返すなど、国際婚姻の破綻により生ずる。夫婦間での国境を越えた子の奪い合いは、互いの文化や言語、生育環境の違いなどが要因とされるが、これによって子は安定した心理的親子関係や生活環境を失うこととなり、その精神的負担は計り知れない<sup>4</sup>。つまり、国際婚姻の成立とその破綻にともなう子の奪い合い問題は一定の相関関係にあるともいえるが、単純に国際的な婚姻件数の多寡によるのではなく、その婚姻関係の実態について少し細かく検討してみると、子の奪い合い問題に関して、沖縄県においては全国で平均的に見られる実情とは若干異なる特殊性があることに気づくであろう。

さて、沖縄県内の外国人登録者数は、平成21(2009)年9月現在で9038人であるが、その一方で、実に5倍にあたる44895人に上る米軍人・軍属およびその家族が沖縄には駐留しているという実態がある<sup>5</sup>。また、沖縄県に在住する外国人登録者の国籍別内訳を見ると、米国が中国とともに

<sup>4</sup> 佐藤千恵『青木清・佐野寛編著「国際〈家族と法〉」(2012)』145頁。

<sup>5</sup> 沖縄県ホームページ「沖縄県の人ロプロフィール」2頁。http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/19648/H23(2011)%20p1-p4.pdf参照。

24.1%と最も多いのが特徴で、以下フィリピン（18.3%）、韓国・朝鮮（7.4%）となっている。これは、全国と同じく国籍別内訳が、中国（31.1%）、韓国・朝鮮（26.5%）、ブラジル（12.2%）、以下フィリピン、ペルーについて米国はわずか2.4%にすぎないという状況と比較しても、沖縄のおかれた環境が本土（沖縄を除く全国の平均事情）と異質であることが明らかであろう<sup>6</sup>。沖縄県で平成22（2010）年に届出のあった国際婚姻は402組で、沖縄における全婚姻件数に占める割合は4.5%となっているが、これは全国と同割合である4.3%をわずかに上回っているにすぎない。しかし、こうした沖縄での国際婚姻のうち妻が日本人で夫が外国人の婚姻は312組で、実に沖縄県全体の77.6%を占めるのに対して、全国は24.4%である。沖縄県の国際婚姻は、妻日本人・夫外国人の割合が極めて高く、しかもそうした夫である外国人の国籍が米国である婚姻は276組を占めており、これは妻日本人の全婚姻件数の実に88.5%に達している（全国では18.0%にすぎない）。対照的に、夫が日本人で妻が外国人の婚姻は109組で、沖縄における全婚姻件数に占める割合は22.4%であるのに対して、全国は75.6%である<sup>7</sup>。沖縄における国際婚姻の実態が、全国に共通する国際婚姻のパターンとは大きく異なり、沖縄県における国際婚姻のおよそ8割が沖縄在住の日本人女性であり、さらにその9割弱の夫がアメリカ人（米軍人・軍属）であることからすれば、こうした国際婚姻家族は夫の転勤にともない海外への移住を余儀なくされ、仮にそこでの婚姻が破綻すれば、やむなく子を連れて帰国せざるを得ないであろうケースが多いのも容易に想像できるであろう。

こうした実情からすれば、沖縄における国際家事事件に関する相談事例は潜在的にかなり高い需要があるものと考え、今後ハーグ条約のわが国の批准に伴い、子の返還申立て件数も確実に増大するであろうとの推測から、平成23（2011）年10月24日付けで法務省民事局参事官室宛に「ハーグ条約

<sup>6</sup> 法務省「外国人登録者統計(H 21(2009))」<http://www.moj.go.jp/content/000049970.pdf> 参照。

<sup>7</sup> 沖縄県ホームページ「家族・家庭」7頁。[http://www.3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/19648/H 23 \(2011\) %20 p 5-p 10.pdf](http://www.3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/19648/H 23 (2011) %20 p 5-p 10.pdf) 参照。

を実施するための子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめに関する意見」を沖縄在住研究者との連名で提出した（後掲資料1）。

本稿の執筆者であるわれわれ沖縄在住の国際家事事件に関心の深いメンバーたち<sup>8</sup>は、平成23（2011）年6月より平成24（2012）年2月まで、ハーグ条約のわが国の批准をめぐる様々な身近な問題について定期的に勉強会をおこなってきた。その成果は、「財団法人おきなわ女性財団」<sup>9</sup>の協力を得て、女性フォーラム沖縄（平田正代代表）が企画した助成事業『みんなで考えよう！ハーグ条約』と題する講座を通して、市民とともに考える機会を有するにいたった。本稿は、ハーグ条約をわが国が批准するとした場合において、すでに述べたような沖縄の現状から考えられる今後の沖縄の課題を見いだすことを目的としたこれまでの活動の一端を紹介するものである。巻末にはシンポジウム抄録を掲載したが、そこでは時間的理由により検討されなかった問題もおおく、シンポジウム後のアンケートによれば、こうした講演もしくは相談窓口が極めて少ないことへの不安が寄せられている<sup>10</sup>。

今年の通常国会での成立を目指す「ハーグ条約」批准のための国内担保法成立の行方は現状では不透明であるが、今後は、条約批准後の国内での子の返還申立て事例の検討、とりわけ事例が集中することが予想される沖縄においては、定期的な相談窓口を開設するなどして個別相談を通して実情や課題を浮き彫りにし、講座やミニシンポなど市民とともに公開討論の場を設けていく必要がある。さらには、米国軍人・軍属との国際結婚や国際離婚の珍しくない沖縄での国際家事事件についての体系的な実証的調査研究の意義はいうまでもなく、そうした活動を実効性あるものとするため

<sup>8</sup> メンバーは、武田昌則（琉球大学法科大学院教授・弁護士）、鎌田晋（沖縄国際大学非常勤講師・弁護士）、女性フォーラム沖縄所属の相談員である平田正代（代表）、嘉手納美音（副代表）、石川敦子、宮良綾子、玉城典子、田中えりの各氏、および熊谷久世（沖縄国際大学法学部教授）である。

<sup>9</sup> 財団法人おきなわ女性財団ホームページ <http://www.tiruru.or.jp/> 参照。同財団により、地域の女性団体やグループ等が男女共同参画社会づくりに資する講演会、学習会等の事業企画に対して補助金が交付されている。

<sup>10</sup> 「平成23年度活動報告書」女性フォーラム沖縄編集（平成24年3月）59頁以下。

にも、国際家事事件の担当能力を備えた国際民事調停員の養成という課題も高まっていくであろう。これまで以上に「女性フォーラム沖縄」に所属する国際相談実務経験者（「ている」の元国際相談員が多い）を含めた在沖縄の家事相談経験者たちの今後の果たすべき役割や期待は大きいといえよう。

## 資料 1

法務省民事局参事官室 御中

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」  
を実施するための子の返還手続等の整備に関する  
中間取りまとめに関する意見

平成23年10月24日

沖縄国際大学法学部  
教授 熊谷 久世  
(専攻：国際私法・国際民事訴訟法)

琉球大学大学院法務研究科  
教授 吉崎 敦憲  
(実務家教員 元那覇地方・家庭裁判所沖縄支部裁判官)

琉球大学大学院法務研究科  
教授 武田 昌則  
(実務家教員 日本・米国カリフォルニア州・ニューヨーク州弁護士)

弁護士 鎌田 晋  
(沖縄弁護士会)

女性フォーラム沖縄  
代表 平田 正代  
(元沖縄国際福祉相談所相談員)

### 第1、意見の趣旨

子の返還を求めるための手続を行う裁判所の土地管轄を、那覇家庭裁判所にも認めるべきである。

第2、意見の理由

1、子の返還を求めるための手続きが沖縄に在住する相手方に対して申し立てられる頻度の予測

(1) データからみた頻度の予測

まず、国際結婚・国際離婚に関する相談事例に関するデータからみて、ハーグ条約に基づく子の返還を求めるための手続き（以下、「子の返還を求めるための手続き」という）が、沖縄県内に在住する相手方に対して申し立てられる件数は決して少なくないことが予測される。

日弁連が国際的な子の連れ去りに関して行ったアンケート結果<sup>(1)</sup>によれば、平成12年から平成23年8月25日までに、国境を越えた子の連れ去りに関する相談を受けた経験のある弁護士の所属弁護士会をみると、沖縄弁護士会には高裁本庁所在地に存する仙台弁護士会や香川県弁護士会よりもそのような相談を受けた経験のある弁護士数が多いことがわかる。さらに、上記のアンケート結果は、沖縄県内に在住する者が関係する国際的な子の連れ去りに関する実態のごく一部しか反映できていないことが留意されなければならない<sup>(2)</sup>。

公的な機関のデータとしては、沖縄県男女共同参画センター「ている」が平成22年4月から平成23年10月までに実施した女性相談<sup>(3)</sup>において、ハーグ条約が批准され子の返還を求めるための手続きが申し立てられる対象となると思われた相談案件は7件であった<sup>(4)</sup>。

最近の民間のデータとしては、NPO 団体「ウーマンズプライド（代表者・スミス美咲）」が平成23年に実施した相談のうち国際的な子の連れ去りに関する相談案件は、10月までに2件であった<sup>(5)</sup>。

さらにやや古いデータではあるが、別の沖縄県内の民間のボランティア団体である国際恋愛・結婚法律相談ホットライン（C I R I R）には、2000年2月から2001年11月に至るまで、国際離婚・養育費請求等に関し合計321件の相談が寄せられているが、相談者201名のうち186名が女性でそのうち164名が沖縄県内に居住しており、女性の相談者の相手方男性のうち110名が米軍関係者であったとされている<sup>(6)</sup>。そのうち国際的な子の連れ去りに関する案件が何件あったのかは明示されていないが、2001年11月に受け付けられた14件の相談事例（2件の継続相談事例を含む）のうち、2件（約14%）が国際的な子の連れ去りに関連する可能性があることが窺われる<sup>(7)</sup>。仮に全体の14%が国際的な子の連れ去りに関連する可能性があったと推計すると、22か月の間にC I R I Rに寄せられた相談のうち、継続相談等による重複があったとしても約45件程度が国際的な子の連れ去りに関連するものであったのではないかと推測される。

以上の国際的な子の連れ去りに関連する相談の全てが子の返還を求めるための手続きに直結すると即断することはできないものの、少なくとも

も、沖縄県内においては相当数の国際的な子の連れ去りに関する問題が発生してきたことが窺われる。しかも、C I R I Rのデータですら、沖縄における国際的な子の連れ去りに関する事案の全部を網羅出来ているとは考えられないと想定されること<sup>(8)</sup>を踏まえると、子の返還を求めるための手続きが沖縄県内に在住する相手方に対して申し立てられる件数は決して少なくないとの予測は、誇張でなく、むしろ現実的なものといえよう。

(2) データに基づく頻度予測を支える構造的な問題

そして、(1) で検討したところのデータに表れた、子の返還を求めるための手続きが沖縄県内に在住する相手方に対して申し立てられる頻度予測は、在日米軍の軍人・軍属・家族（以下、「米軍関係者」という）の合計数の約48%が集中している沖縄県の人口構成により、いわば構造的に基礎づけられるものである<sup>(9)</sup>。

沖縄県で平成19年に届け出のあった国際結婚（夫婦の一方が外国人）は380組で、結婚に占める割合は4.4%にすぎず、これは全国平均の5.6%を下回っている。

ところが、国際結婚のうち、妻が日本人で夫が米国人の国際結婚は、日本全国で1485件（妻が日本人で夫が外国人の結婚の総数の17.5%）のうち、沖縄県だけで230件（妻が日本人で夫が外国人の結婚の総数の84.9%）あり日本全国の約15.5%を占めている<sup>(10)</sup>。

そして、平成19年における在沖米軍関係者の総数が48,490人であることに對し、平成19年における沖縄県内在住の外国人登録者総数が8,914人に過ぎないことを踏まえれば、沖縄県における妻が日本人で夫が米国人の結婚のうち、夫が在沖米軍関係者であるものがかなりの割合を占めることが窺われる<sup>(11)</sup>。

次に国際結婚カップルの間に生まれた子どもの数をみても、平成19年に日本人の母と米国人の夫との間に生まれた子どもが日本全国で1633人おり（日本人の母と外国人の夫との間に生まれた子どもの総数の16.8%）、そのうち沖縄県で生まれた子どもは255人（沖縄県内で日本人の母と外国人の夫との間に生まれた子どもの総数の82.5%）おり日本全国の約15.6%を占めている<sup>(12)</sup>。上記の在沖米軍関係者の総数からみれば、この沖縄県で生まれた子どもの父親のうちかなりの数が在沖米軍関係者であると考えられる<sup>(13)</sup>。

また、沖縄県の日本人女性が米軍関係者の男性と結婚する場合、日本国内での婚姻の届け出を行わないケースもしばしばみられるところである。そして、沖縄県内の国際結婚の多数を占める日本人女性と在沖米軍関係者との結婚においては、夫ないし父親が米軍関係者であるがゆえに、米軍の命令により国外に頻繁に移転して生活することを余儀なくされる

ことが留意されなければならない。つまり、ひとたび夫婦関係が破たんないしその危機に瀕して別居ないし離婚することとなった場合、それはすなわち2国間（その多くは日米2国間となろう）での別居を意味する可能性が極めて高いのである。この2国間の別居のおそれの高さは、とりもなおさず、親権ないし監護権をめぐる争い、ひいては国際的な子の連れ去りに関する紛争を生じる可能性を意味することになる。

以上の意味で、子の返還を求めるための手続きが沖縄県内に在住する相手方に対して申し立てられる頻度が高いとの予測は、在日米軍関係者の多数が居住しているという沖縄県の人口構成により構造的に基礎づけられるといえよう。

## 2、那覇家庭裁判所に管轄を認めても管轄の集中を認める趣旨には反しないこと

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめ（以下、「中間取りまとめ」という）は管轄の集中の必要性として、専門的な知見の集積、事例の蓄積、裁判官及び弁護士専門性の向上、中央当局と管轄裁判所の連携強化等の要請、申立人の出頭の負担等をあげている<sup>(14)</sup>。

しかしながら、以下に述べるとおり、沖縄県民を相手方として申し立てられる子の返還手続き（その多くは、米軍関係者が申立人となることが予想される）については、那覇家庭裁判所に管轄を認めても、管轄の集中が必要とされる趣旨には反しない。

(1) まず、那覇家庭裁判所が、高裁支部の所在地に存することが挙げられる。このこと自体で専門的な知見の集積、事例の蓄積、裁判官及び弁護士の専門性の向上についてはある程度の制度的な担保があるといえる。しかも、前述のとおり、日弁連が国際的な子の連れ去りに関して行ったアンケート結果によれば、国境を越えた子の連れ去りに関する相談を受けた経験のある弁護士の数は、沖縄弁護士会の方が高裁本庁所在地に存する仙台弁護士会や香川県弁護士会よりも多かったことからすれば、「事例の蓄積」という観点からみれば那覇家庭裁判所は他の高裁本庁所在地の家庭裁判所の一部を上回る可能性が高い。

(2) 次に沖縄には、米国の中央当局である米国国務省の統制下にある米国総領事館が設置されているほか、日本の中央当局になることが想定される外務省の沖縄事務所が設置されていることからすれば、那覇家庭裁判所に管轄を認めても中央当局と管轄裁判所の連携強化等の要請は害されることが指摘できよう。

(3) また、那覇家庭裁判所には、沖縄復帰以前より、米軍関係者を一方当事者とする涉外家事事件が多数係属しており、その処理についての実践的なノウハウが比較的多く蓄積されていることも指摘できよう<sup>(15)</sup>。逆



に言えば、ハーグ条約に基づく子の返還手続きの専門的な知見を有する（あるいは有するべき）裁判官を那覇家庭裁判所に配属したとしても、そこでの知見の中核をなす米軍関係者と日本人との間に生まれた子の監護権に関する国際的な紛争についてのノウハウは、そのまま那覇家庭裁判所に係属する涉外家事事件に活用されるのであるから、裁判官の適切・有効な配置という観点からも決して無駄にはならない。

(4) さらに、国際的な子の連れ去りに関する事案の解決については、在沖米軍の関与による円滑な処理が期待できる場合があることも留意されなければならない。子の返還を求める手続きの申立てがなされた結果、申立て件数の19%が任意の返還により解決され、3%が面会交流による対応で解決されていることからすれば、信頼できる第三者機関の関与による円滑な処理の重要性は否定できない。この点、確たる統計はないものの、沖縄県内の国際離婚ないしはこれに伴う国際的な監護権の争いについて、在沖米軍の法務担当者等が別居合意書の作成ないしはこれに関するアドバイスを通じてその解決に関与していることは沖縄県内では良く知られた事実である。

(5) 上記(4)に関連して、沖縄県民を相手方として申し立てられる子の返還手続きの大多数は沖縄に駐留していた米軍関係者が申立人となることが見込まれるが、このような申立人にとってみれば、良く知らない大都市よりも、以前に駐留していたことがある土地で、以前所属しておりかつ積極的な関与の期待できる在沖米軍の施設や米国総領事館の存在する沖縄での審理を受ける方が、申立人の出頭等に伴う手続的な負担も軽くて済むことが考慮されなければならない。

### 3、那覇家庭裁判所の管轄を否定した場合の沖縄県民の犠牲の大きさ

前述のとおり、子の返還を求めるための手続きが沖縄県内に在住する相手方すなわち沖縄県民に対して申し立てられる頻度が高いとの予測は、在日米軍関係者の多数が居住しているという沖縄県の人口構成により構造的に基礎づけられる。つまり、沖縄県民を相手方とする多くの案件が申し立てられるとすれば、それは、日本国政府が沖縄県内に多数の米軍関係者の駐留を認めたことが背景にあることは否定できない。かかる背景下において、沖縄県民を相手方として子の返還を求めるための手続きが申し立てられた場合に、相手方となる沖縄県民に必要な犠牲を強いる形で重い手続的な負担を課することは許されないのではなかろうか。

この点、沖縄県民を相手方として子の返還を求める手続きが沖縄県外の家庭裁判所に申し立てられた場合の沖縄県民の負担は、他の都道府県民がその居住する都道府県外の裁判所で審理を受ける負担よりもはるかに大きいことが留意されなければならない。

子の返還を求める手続きの申立ての相手方となった沖縄県民が沖縄県

外の裁判所に出頭するには、航空機を利用した交通費、場合によっては宿泊費も含めた重い経済的な負担を負わなければならない。時季によっては、台風により渡航すらままならない事態も十分に予想される。米軍基地経済に依存している構造を含めた複雑な要因も関連して平均的な所得の低い沖縄県民にとっては、この経済的な負担はさらに重くのしかかってくるであろう。

他方で、子の返還を求める手続きにおいて、「返還することによって子が身体的若しくは精神的な害を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険」(条約13条1項b)といった子の状況に関する具体的な事情が審理されうることを考えれば、電話会議やビデオ会議での出頭では十分な手続的保障がなされるとは言い難いと言わざるを得ない。

したがって、子の返還を求める手続きにおいて那覇家庭裁判所の管轄を否定することは、相手方となる沖縄県民に必要な以上の手続的な負担・犠牲を強いるものとして許されないと考えられる。

- 4、以上より、子の返還を求める手続きが設けられるのであれば、その手続きにつき那覇家庭裁判所に管轄を認めていただくべく、本意見に及ぶ次第である。

以上

注

- (1) 日本弁護士連合会「国際的な子の連れ去りに関するアンケート結果報告」(平成23(2011)年9月7日)。
- (2) 上記のアンケート結果には、沖縄弁護士会で現在唯一の外国法事務弁護士であるアネット・エディー＝キャラゲイン弁護士による回答が含まれていないが、同弁護士によれば、正確なデータは集計していないものの、毎年相当数の国際的な子の連れ去りに関する案件の相談を受けたとのことである。同弁護士は、追って個人的に本中間とりまとめに対する意見を提出する予定であるという。
- (3) 平成23年7月からは、毎月、国際離婚等の問題に特化した国際相談が実施されている。
- (4) 平成23年10月現在、沖縄県男女共同参画センター「ていする」の担当相談員からの聴取に基づく。
- (5) NPO 団体「ウーマンズプライド」の代表者スミス美咲氏からの情報提供による。
- (6) 野入直美・照本祥敬「沖縄におけるアメラジアン生活圏・教育権保障(2. 沖縄におけるアメラジアン生活権保障)」科学研究費補助金萌芽的究研究成果報告書(2003)13~15頁。
- (7) 同上17頁。同頁表4の相談事例のうち、195及び179が国際的な子の連れ去りに関連すると思われる。

- (8) 同上12頁。
- (9) 外務省・防衛省「在日米軍の施設・区域内外居住（人数・基準）」平成20年2月22日。これによれば、在日米軍の軍人・軍属・家族の総数94,217人のうち、在沖米軍の軍人・軍属・家族の総数は44,963人である。
- (10) 沖縄県ホームページ「沖縄県の人口プロフィール」5～6頁。
- (11) 同上2頁。
- (12) 同上6頁。
- (13) 以上の国際結婚及び父母の国籍別にみた出生数につき、厚生労働省「人口動態統計」（平成19年）。
- (14) 法務省民事局参事官室「中間とりまとめ補足説明」（平成23年9月）4頁。
- (15) 例えば、米軍人の父親と日本人の母親との間に生まれた子の親権が争われる事案において、子が米軍基地内の学校に通い続ける方法等が協議される場合があるが、那覇家裁裁判所特に沖縄支部には米軍基地内の学校における取り扱い等に詳しい調停委員や裁判所職員がいることもその一つの表れといえよう。

(熊谷久世)

## 2. ハーグ条約の概要と国内法整備の動向

平成23（2011）年5月20日、政府はハーグ条約<sup>11</sup>の締結に向けた準備を進め必要となる法律案を作成することについて閣議了解<sup>12</sup>、これを受けて法務省及び外務省において具体的な準備が開始された<sup>13</sup>。

条約批准に向けた国の動きに呼応して、ハーグ条約に関する種々な議論がなされているが、条約の批准に関し賛成・反対いずれの立場に立つにせよ、議論の前提として、条約の中身を理解し、そのうえで、批准に向けた

<sup>11</sup> 英文での正式名称は、「Convention of 25 October 1980 on the Civil Aspects of International Child Abduction（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する1980年10月25日の条約）」である。本稿では、単に「ハーグ条約」という。

<sup>12</sup> 首相官邸のウェブサイト [http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201105/20\\_a.html](http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201105/20_a.html) 参照。

<sup>13</sup> 法務省の「法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会」において、条約に基づく子の返還手続に関する検討が、外務省の「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」において、中央当局の任務等に関する検討が、それぞれ開始された。その状況については、それぞれのウェブサイトに掲載されている。 [http://www.moj.go.jp/shingil/shingi\\_03500013.html](http://www.moj.go.jp/shingil/shingi_03500013.html) および <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/hague/> 参照。

国内法整備の意義を的確に把握しておく必要があるように思われる。本稿では、ハーグ条約の骨子を確認しつつ、批准に向けたわが国の法整備の動きを概観することとしたい。

### 一、ハーグ条約の運用状況

ハーグ条約は、1980（昭和55）年10月25日にハーグ国際私法会議において採択され、1983（昭和58）年12月1日に発効した多国間条約である。現在<sup>14</sup>、加盟国は86カ国であり、G8の中では加入していないのは日本だけである。

その運用状況をみると、2008（平成20）年に条約に基づいて子の返還が申し立てられた件数は、全世界で1965件（申立対象となった子は2703人）であり、米国が、申立てを受けた件数（283件）、申立てをした件数（309件）、いずれもトップであったとのことである<sup>15</sup>。また、これらの申立てに対する結論は、①返還を命ずる裁判が出されたものが27%、②任意の返還がなされたものが19%、③申立てが取り下げられたものが18%、④返還を拒否する裁判が出されたものが15%、⑤結論が出ていないもの（2010年6月末時点で係属中）が8%、⑥申立てが却下されたものが5%、⑦面会交流による対応（裁判または合意）が3%、⑧その他が5%であるとのことである<sup>16</sup>。結果的に返還の結論がとられたもの（①+②）が46%、返還しないとの結論になったもの（④+⑥）が20%ということになる。

### 二、ハーグ条約の骨子

ハーグ条約の骨子を概観する前に、条約の目的を確認することとしたい。ハーグ条約の第1条は、条約の目的として、「いずれかの締約国に不法に

---

<sup>14</sup> 本稿は、2011年10月30日に、財団法人おきなわ女性財団講座等企画団体助成事業の1つとして開催された『みんなで考えよう！ハーグ条約 第1回 ハーグ条約とは－全体像を把握する－』（主催：女性フォーラム沖縄、共催：財団法人おきなわ女性財団）での講演をまとめたものであり、本文中の数字は、2011年10月30日現在のものである。

<sup>15</sup> 早川眞一郎・「ハーグ子奪取条約」断想－日本の親子法制への一視点」ジュリスト1430号14頁。

<sup>16</sup> 早川・前掲14頁。

連れ去られ、又は留置されている子の迅速な返還を確保すること」及び「一の締約国の法令に基づく監護の権利又は接触の権利が他の締約国において効果的に尊重されることを確保すること」の2つを規定している<sup>17</sup>。条約加盟国の間で不法に子の連れ去り又は留置がなされた場合（仮にA国に常居所を有する16歳未満の子が、B国に不法に連れ去られ又は不法に留め置かれているものとする）、B国において監護権に関する裁判がなされる可能性があるが、ハーグ条約は、A国の法令に基づく監護権を尊重し、迅速にA国に子を返還することを条約の目的としているのである。その背景にあるのは、もし監護権の行使等に関し争いがあるならば子が常居所を有するA国において裁判を行うべきであり、常居所を有する国での裁判こそが「子の利益」に合致するという理念である。換言すれば、条約の前文が規定する「子の利益」は、誰が子を監護することが子にとって幸福かという実体的な「子の利益」ではなく、子の監護に関する事項をどこで決定するのが子にとって適切かという手続的な「子の利益」であるともいえよう。

条約は、かかる目的達成のため、監護権に関する本案判断と切り離して子を迅速に返還する手続を規定しているのであるが<sup>18</sup>、その骨子について条文に即して確認することとしたい（手続きの流れには複数のルートがあるが、以下では代表的な流れを概観することとする）。

仮にA国に常居所を有する16歳未満の子が、B国に不法に連れ去られた場合、連れ去られた親（LBP：Left Behind Parent）は、A国等の中央当局に申立てを行うことになる（第8条）。これを受けたA国等の中央当局は、B国の中央当局に申立てを送付する（第9条）。そして、B国は子の返還のための手続を迅速に行うことになり、司法当局等により連れ去り親（TP：Taking Parent）に対し返還命令がなされる（第12条）。TPが任意の返還に応じない場合には、強制的に返還がなされることになる<sup>19</sup>。

---

<sup>17</sup> ハーグ条約の訳文については、法務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/content/000076987.pdf>）に掲載された訳文による。

<sup>18</sup> 第16条、第17条参照。

<sup>19</sup> 外務省のウェブサイト（<http://www.moj.go.jp/content/000076988.pdf>）に手続きの主な流れの図が紹介されている。

このような条約の枠組みに関しては、次の2点に注意しておきたい。1点目は、返還命令に関する条約の要件である。条約は、子の返還を求めるための種々の要件を規定するとともに、返還を拒否できる場合についても各種の規定を設けている。これらの要件には、形式的に判断できるもの（例えば、第4条の年齢要件）の他、実質的な解釈が必要となるものがある。例えば、返還拒否事由を定める第13条1項b号（「子が身体的若しくは精神的な害を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること」）の要件については、「耐え難い状態」とはいかなる状態を指すのか、「重大な危険」とはどのような危険なのか、一義的に明らかであるとはいえず、条文の適用に際しては、その解釈が不可避である。条約は、文書による国家間の合意であるから<sup>20</sup>、条約の内容を加盟国が自国の判断のみで改変することはできないことは当然であるが、他方で、条約の適用にあたってその解釈が避けられない以上、締約国ごとに運用上の差が生じることも避けられない。

その具体例として、消極的事例と積極的事例をそれぞれ紹介したい。まずは、消極的事例として、2011（平成23）年6月10日のイギリス最高裁判決が挙げられる<sup>21</sup>。この事案は、イギリス人妻が、ノルウェー人夫から2人の子を連れ去ったものである。妻は、返還の申し立てに対し「ノルウェーに帰還すれば、夫の精神的DVによる恐怖で子の福祉が阻害される危険が高い」との抗弁をしたが、裁判所はこれを認めず子の返還を命じた。妻が、家族の居住地であったノルウェーで適切なDV保護措置をとり、ノルウェーの裁判所でイギリスへの転居を申し立てれば、より証拠にアクセスしやすい場所でDVの真否や子の最善の利益について審理が尽くせたとイギリスの最高裁判所は考えたものと思われる。

他方、積極的事例として、2007（平成19）年12月のスイスの国内法改正

<sup>20</sup> 野中俊彦他『憲法Ⅱ』（第4版）410頁。

<sup>21</sup> コリン・ジョーンズ、朝日新聞2011年6月23日朝刊。Re E(Children) [2011] UKSC 27 (10 June 2011) 判決については、BAILII のデータベース、<http://www.bailii.org/uk/cases/UKSC/2011/27.html> 参照。なお、大谷美紀子「子の連れ去りに関するハーグ条約—国際人権法の視点から」法律時報83巻12号42頁。

が挙げられる<sup>22</sup>。スイスは、2006（平成18）年、特別委員会において、第13条1項b号に、(1)子を申立人に引渡すことが明らかに子の最善の利益に合致しないこと、(2)連れ去り親が子の常居所地国で子を監護できない事情があること、(3)里親に委託することが明らかに子の最善の利益に合致しないことの要件を満たすときは、子の返還を拒否できるとする条項を付加するよう提案した。しかし、特別委員会において、これを受け入れられなかったため、2007（平成19）年12月に国内法を改正し、上記3要件を満たすときは、第13条1項b号の「耐え難い状況」に該当するものとして返還を拒否できるものとした。

これらの事例は、条約の返還拒否事由に関し、消極・積極いずれにも解釈されうることを示すものであるが、同時に締約国の国内法制定、及び裁判官による具体的判断の二段階において、返還拒否事由の解釈が行われうることを示すものである。わが国の条約批准にあたっては、国内法整備の段階で、条約の目的との整合性に配慮すべきことは当然であるが、国内法制定後も、個々の裁判における裁判官の判断が条約の目的に沿うものか否かを注視していく必要があるものと思われる。

条約の枠組みで注目しておきたい2点目は、返還のための強制手段について条約上の規定がなく、具体的実現方法については締約国に委ねられていることである。そのため、締約国によって実現方法は区々であり、ドイツのように物理的強制力を用いることが可能な国もある一方、イギリスのように物理的強制力は使わないという国もある<sup>23</sup>。

### 三、わが国における法整備の動向

平成23（2011）年9月、法務省「ハーグ条約（子の返還手続関係）部会」において、条約実施のための子の返還手続等の整備に関する中間取りまとめ

<sup>22</sup> スイスのハーグ条約国内担保法である2007年「国際的な子の奪取並びに子及び成年者の保護に関するハーグ条約に関する連邦法」第5条(返還及び子の最善の利益)

<sup>23</sup> 外務省のウェブサイト ([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/hague/pdfs/kondankai01\\_shiryo\\_05.pdf](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiiko/hague/pdfs/kondankai01_shiryo_05.pdf)) 参照。

めが作成、公表された<sup>24</sup>。その後、中間取りまとめに対するパブリックコメントの募集や、更なる個別論点の検討を経て、平成24（2012）年1月に「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱案」がまとめられた<sup>25</sup>。

部会において議論された論点は多岐にわたるが、前述の2点、すなわち返還命令に関する要件と返還の実現方法については、最終的に以下のような要綱となっている。

まず、返還命令に関する要件については、条約における返還事由を次の4要件に整理し、これら全てが認められた場合には、原則として子の返還を認めるものとした。

- i 子が16歳に達していないこと。
- ii 子が日本国内に所在していること。
- iii 子の連れ去り又は留置の直前に、子がわが国以外の条約締約国内に常居所を有していたこと。
- iv 常居所地国の法令によれば、子の連れ去り又は留置が申立人の有する監護権を侵害すること。

そして、返還拒否事由については、次の6つの拒否事由に整理し、これらのうちの1つが認められる場合には、子の返還を命じてはならないものとしつつ、i から iii まで又は v に掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して常居所地国に子を返還することが相当と認めるときは、子の返還を命ずるものとされた。

- i 子の返還の申立てが子の連れ去り又は留置の時から1年を経過した後にされたものであり、かつ、子が新たな環境に適應していること。
- ii 申立人が子の連れ去り又は留置の時に子に対して現実に監護権を行

---

<sup>24</sup> 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/000079661.pdf>) 参照。

<sup>25</sup> 法務省のウェブサイト (<http://www.moj.go.jp/content/000083861.pdf>) 参照。



- 使っていなかったこと（子の連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護権を行使していたと認められる場合を除く。）。
- iii 申立人が子の連れ去り若しくは留置の前にこれに同意し、又は子の連れ去り若しくは留置の後にこれを承諾したこと。
  - iv 常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼし、又はその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。
  - v 子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでい
- ること。
- vi 常居所地国に子を返還することがわが国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること。

これらの返還拒否事由の中で最も問題とされたのは、第13条1項b号に該当するivであり、要綱では、以下のような規定が付加されている。

裁判所は、ivに掲げる事由の有無を判断するに当たっては、次に掲げる事情その他の一切の事情を考慮するものとする。

- i 常居所地国に子を返還した場合に子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（iiにおいて「暴力等」という。）を受けるおそれの有無
- ii 常居所地国に子を返還し、かつ、相手方が子と共に帰国した場合に、相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無
- iii 申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無

これは、返還拒否事由のivに関する考慮要素を規定するものであるが、前述のスイスの国内法と同様の規定であるといえる。スイスの規定は、返還拒否事由につき積極的に運用すべく規定されたことに照らすならば、要

綱案では第13条1項b号につき積極的に運用する方向での立法が目指されているものと解されよう。

次に、返還実現方法に関しては、間接強制(民事執行法172条)を前置することを要件に代替執行(同法171条)についても認めることとされている。

要綱案に関しては、その他に管轄の問題も注目されるところである<sup>26</sup>。要綱案は、平成24(2012)年2月の最終答申を経て、現在、通常国会に提出されており、批准に向けた国内法整備の動向について注目されるところであるが、国内法制定後も、現実の運用が条約の趣旨目的に沿うものか否か、拒否事由に関する裁判所の判断に注目するとともに、その運用状況次第では国内法改正の提言を行う必要もあるものと思われる。

(鎌田 晋)

### 3. ハーグ条約に基づく子の返還の可否の審理の在り方

—沖縄の国際離婚事件を題材に—

#### 一、ハーグ条約批准に向けたハーグ条約実施法案の国会提出

平成23(2011)年5月20日にハーグ条約の締結に向けた準備を進めることについての閣議了解がなされたこと<sup>27</sup>を受けて、条約を実施するために必要となる法律案の作成につき法務省の法制審議会にハーグ条約(子の返還手続関係)部会が設置された。同部会では平成23(2011)年7月13日に開催された第1回会議以後、平成23(2011)年9月22日の第4回会議で中間とりまとめがなされて法務省がこれについての意見募集の手続きを行い、さらに会議が重ねられ、平成24(2012)年1月23日開催の第12回会議においてハーグ条約を実施するための子の返還手続続等の整備に関する要綱

<sup>26</sup> 中間とりまとめの段階では、管轄につき、複数の提案がなされていたが、要綱案では、東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所に管轄を認めることとされている。

<sup>27</sup> 平成23(2011)年5月20日閣議了解「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に向けた準備について」。

案がとりまとめられた<sup>28</sup>。同要綱案は平成24（2012）年2月7日に開催された法制審議会において採択されて法務大臣に答申された<sup>29</sup>。これに基づいて法務省が作成した「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」案（以下、「ハーグ条約実施法案」という。）が平成24（2012）年3月9日に閣議決定され<sup>30</sup>、国会で審議されることとなった。

ハーグ条約の批准を前提とするハーグ条約実施法案の成否については、ハーグ条約を批准すべきか否かという前提問題において賛否両論があるが、この問題についてここで論じることは明らかに筆者の能力を超える。本稿では、沖縄県内において国際離婚問題を扱っていた法律実務家及びその内容につき若干の研究をしている法科大学院教員の立場から、ハーグ条約が批准されハーグ条約実施法案が成立し施行された場合に、子の返還の申立てを認めるか否か、具体的にはハーグ条約ないしハーグ条約実施法案の定める子の返還事由・返還拒否事由につきどのような審理がなされるべきかという点に絞り、沖縄で実際に生じたある国際離婚事件の経緯を題材に論じることとする。

## 二、ハーグ条約とハーグ条約実施法案の定める子の返還事由及び返還拒否事由

### (1) ハーグ条約の定める子の返還事由及び返還拒否事由

ハーグ条約は、国際的な子の不法な連れ去り又は留置があった場合に、監護の権利を侵害して子が連れ去られ、又は留置されたと主張する者は、当該子の常居所の中央当局又は他の締約国の中央当局<sup>31</sup>に対し、当該子の返還を確保するための援助の申請を行うことができることを定める（同条約第8条1項）。当該子の返還を確保するための援助の申請がなされた場合、締約国の司法当局又は行政当局は、子の返還のための手続を迅速に行

<sup>28</sup> 法務省法制審議会ハーグ条約（子の返還手続関係）部会の活動につき、[http://www.moj.go.jp/shingi/1/shingi\\_03500013.html](http://www.moj.go.jp/shingi/1/shingi_03500013.html) 参照。

<sup>29</sup> [http://www.moj.go.jp/shingi/1/shingi\\_03500014.html](http://www.moj.go.jp/shingi/1/shingi_03500014.html) 参照。

<sup>30</sup> <http://www.kantei.go.jp/jp/kakugi/2012/kakugi-2012030901.html> 参照。

<sup>31</sup> ハーグ条約に基づくアメリカ合衆国の中央当局は同国國務省であり、日本がハーグ条約に批准した場合には外務省が中央当局となることが予定されている。

うことが定められている（同条約第11条1項）。そして、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局は、子が不法に連れ去られ、又は留置され、かつ、当該子が現に所在する締約国の司法当局又は行政当局が手続を開始した日において当該子の不法な連れ去り又は留置の日から一年が経過していない場合には、当該子の返還を直ちに命ずるべきものとされている（同条約第12条1項）。

もっとも、子の返還に異議を申し立てる者が次のいずれかのことを証明する場合には、当該子の返還を命ずる義務を負わない旨の定めがある（同条約第13条1項）。

a 子を監護していた個人、施設その他の機関が連れ去り若しくは留置の時に現実に監護の権利を行使していなかったこと、当該連れ去り若しくは当該留置の前にこれに同意していたこと、又は当該連れ去り若しくは当該留置の後にこれを黙認したこと。

b 返還することによって子が身体的若しくは精神的な害を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること。

## (2) ハーグ条約実施法案の定める子の返還事由及び返還拒否事由

上記のハーグ条約の規定を受けて、ハーグ条約実施法案は、ハーグ条約に基づく子の返還事由に関し、次のとおり規定を設けている。

### (条約に基づく子の返還)

第26条 日本国への連れ去り又は日本国における留置により子についての監護の権利を侵害された者は、子を監護している者に対し、この法律の定めるところにより、常居所地国に子を返還することを命ずるよう家庭裁判所に申し立てることができる。

### (子の返還事由)

第27条 裁判所は、子の返還の申立てが次の各号に掲げる事由のいずれにも該当すると認めるときは、子の返還を命じなければならない。

- ①子が十六歳に達していないこと。
- ②子が日本国内に所在していること。
- ③常居所地国の法令によれば、当該連れ去り又は留置が申立人の有する子についての監護の権利を侵害するものであること。

④当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に、常居所地国が条約締約国であったこと。

(子の返還拒否事由等)

第28条 裁判所は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかががあると認めるときは、子の返還を命じてはならない。ただし、第1号から第3号まで又は第5号に掲げる事由がある場合であっても、一切の事情を考慮して常居所地国に子を返還することが子の利益に資すると認めるときは、子の返還を命ずることができる。

- ①子の返還の申立てが当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時から1年を経過した後に行われたものであり、かつ、子が新たな環境に適応していること。
- ②申立人が当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時に子に対して現実に監護の権利を行使していなかったこと（当該連れ去り又は留置がなければ申立人が子に対して現実に監護の権利を行使していたと認められる場合を除く。）。
- ③申立人が当該連れ去りの前若しくは当該留置の開始の前にこれに同意し、又は当該連れ去りの後若しくは当該留置の開始の後にこれを承諾したこと。
- ④常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること。
- ⑤子の年齢及び発達程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること。
- ⑥常居所地国に子を返還することが日本国における人権及び基本的自由の保護に関する基本原則により認められないものであること。

2 裁判所は、前項第4号に掲げる事由の有無を判断するに当たっては、次に掲げる事情その他の一切の事情を考慮するものとする。

- ①常居所地国において子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動（次号において「暴力等」という。）を受けるおそれの有無
- ②相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無
- ③申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無

3 裁判所は、日本国において子の監護に関する裁判があったこと又は外国においてされた子の監護に関する裁判が日本国で効力を有する可能性があることのみを理由として、子の返還の申立てを却下する裁判をしてはならない。ただし、これらの子の監護に関する裁判の理由を子の返還の申立てについての裁判において考慮することを妨げない。

(3) ハーグ条約ないしハーグ条約実施法案の定める子の返還事由ないし子の返還拒否事由の性格

子の返還事由及び子の返還拒否事由につき、ハーグ条約実施法案の規定の運用如何、とりわけ子を不法に連れ去り又は留置した配偶者に対する暴力の影響をどのように斟酌するか（ハーグ条約実施法案第28条2項2号参照）の如何によっては、ハーグ条約の規定する内容（少なくとも他の締約国におけるハーグ条約の解釈の内容）との乖離が生じることが指摘されているが、ここではその当否には立ち入らない。

いずれにせよ、ハーグ条約及びハーグ条約実施法案において、子の返還の申立てを行った時点で、子の不法な連れ去り又は留置の日から1年を経過したかどうか、子を返還すべきかどうかの重要なメルクマールとなることは疑いのないところである。

最も重要なこととして、ハーグ条約第13条1項bが返還拒否事由として規定する「返還することによって子が身体的若しくは精神的な害を受け、又は他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険があること」の認定、及び、ハーグ条約実施法案第28条1項が返還拒否事由として規定する「…子が新たな環境に適応していること」（1号）の認定、「常居所地国に子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること」（4号）の認定、「子の年齢及び発達程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること。」の認定、並びに、同条2項が規定する同条1項4号の返還拒否事由について斟酌すべき事情の存否の判断については、ハーグ条約の予定する限られた期間内の審理という枠組み<sup>32</sup>の下での確かな判断を行おうとするのであれば、相手方及び子と対面しその現況を確認することが不可欠であることを指摘できるのではなかろうか。上記の判断対象となる事情はいずれも、ハーグ条約が「最も重要であることを確信する」ところの「子の利益」（ハーグ条約

<sup>32</sup> 「迅速な決定」（ハーグ条約第11条1項）がなされたかどうかに関し、「手続の開始の日から6週間以内に決定を行うこと」が一つのメルクマールとされている（同条2項）。

前文)を確保するための前提をなすのみならず、返還の対象となっている子の人格にかかわるセンシティブな判断を含むものであるから、書面に現れた言動・態度の叙述ないし映像や音声の送受信機器を通じて知りうる情報だけでは、裁判所が的確に判断できるものではないように思われるからである。この点が具体的な事件でも問題となりうることを、沖縄で現実に起こった国際離婚事件の内容を取り上げて検討する。

### 三、沖縄で現実に起こった国際離婚事件の紹介に基づく検討

#### (1) 具体的な事件内容の紹介

ここで紹介する事件の詳細な時系列は下記資料2「ある国際離婚事件のタイムライン」に記載したとおりである。この事件は、日本における国際離婚事件の国際裁判管轄の問題、及び、米国での離婚事件の審理や法律扶助の実情を検討する上でも興味深い素材を含んでいるが、本稿のテーマからは外れるので、ここではその詳細には立ち入らない。

#### (2) ハーグ条約に基づき、子の連れ去りから1年を経過する前に子の返還を求める申立てがなされていたとした場合

仮に、この事件で、WがC1・C2と一緒に日本に帰国した平成20(2008)年9月29日の時点で日本がハーグ条約に加盟しており、その時点から1年を経過するより前の時点で、Hがハーグ条約の手続きに従ってC1・C2の返還を求める申立てを行っており、これに基づいて日本の裁判所が子の返還につき審理していたとしたら、どのような判断が下されていたであろうか。

子の返還事由を定めるハーグ条約実施法案第27条の要件は全て満たされているので、同法案第28条1項の定める子の返還拒否事由の存否、より具体的には、同項4号の定める「…子を返還することによって、子の心身に害悪を及ぼすことその他子を耐え難い状況に置くこととなる重大な危険があること」が認められるかどうか、あるいは、同項5号の定める「子の年齢及び発達の程度に照らして子の意見を考慮することが適当である場合に

において、子が常居所地国に返還されることを拒んでいること」が認められるかどうか問題となる。

同項4号の定める事由が認められるかどうかにつき、Wは、Hが米国でC2に対し暴力をふるったり精神的ないやがらせをしたりしておりそれゆえに米国海軍海兵隊の家族の権利保護事務所より保護命令が出されたことに基づき、米国では「…子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動(次号において「暴力等」という。)を受けるおそれ」(同法案第28条2項1号)があることを主張し、この事情を斟酌すべきである以上子を米国に返還することは上述の重大な危険があると主張するであろう。これに対し、Hは、子がもはやHから暴力等を受けるおそれはないと反論するであろう。

同項5号の事由が認められるかどうかにつき、Wは、C1・C2の年齢及び発達程度に照らして子の意見を考慮することが適当であること、及び、実際に子が米国に返還されることを拒んでいることを主張するであろうし、Hは、C1・C2の意見はWから不当な影響を受けているものであること、あるいは仮にそのような意見を述べていたとしてもその意見を考慮することは適当でないことを述べて反論するであろう。

この点が裁判所によりどのように判断されるかどうかはまさにハーグ条約実施法案の運用次第であり、正直なところ筆者にも予測できない。しかしながら、少なくとも、子の心身に害悪が及ぶか、あるいは、子を耐え難い状況に置くことになるか、といった、子の人格にかかわる判断が決めてとなるのであるから、子の養育状況を調査することはもちろん、子を現実に養育している相手方と直接に対面して審理をしなければ、上述のハーグ条約の予定する限られた期間内の審理という枠組みの下で的確な判断を下すことはできないように思われる。

(3) ハーグ条約に基づき、子の連れ去りから1年を経過した後に子の返還を求める申立てがなされていたとした場合

では次に、仮に、WがC1・C2と一緒に日本に帰国した平成20(2008)



年9月29日の時点で日本がハーグ条約に加盟しており、その時点から1年を経過した時点以後C1又はC2が16歳に達する前に、Hがハーグ条約の手続きに従って子の返還を求める申立てを行っており、これに基づいて日本の裁判所が子の返還につき審理していたとしたら、どのような判断が下されていたであろうか。

ここでも、ハーグ条約実施法案第27条の要件は充たされているから、やはり同法案第28条1項の定める返還拒否事由が認められるかどうか、具体的には、上述した同項4号又は5号の事由が認められるかが問題となるほか、「子の返還の申立てが当該連れ去りの時又は当該留置の開始の時から1年を経過した後にされたもの」であることを前提に、「子が新たな環境に適応していること」が認められるかどうか重要な問題となる。

この点についても、現時点で裁判所がどのように判断するかは判然としない。もっとも、子の不法な連れ去り又は留置があったと思われる時点から1年を経過した事実が重要な意味をもつことは前述のとおりであるから、それ以前に子の返還の申立てがあった場合よりも子の返還を拒否する旨の判断がなされる確率が相当高くなることは疑いないであろう。もっとも、重要なことは、ここでも、子が新たな環境に適応しているかどうかという、子の人格にかかわる判断が求められている以上、ハーグ条約の予定している限られた時間という枠組みの中での的確な判断を下すためには、子の養育状況の調査のみならず、子を現実に養育している相手方との対面による審理を欠かすことはできないのではなかろうか。

#### 四、ハーグ条約ないしハーグ条約実施法案に基づく子の返還事由・返還拒否事由の審理の在り方についての考察

(1) ハーグ条約実施法案の批判的検討：相手方所在地の管轄裁判所（那覇家庭裁判所）に管轄を認めるべき必要性

以上の検討を踏まえると、沖縄の国際離婚事件について、沖縄県内に居住する相手方に対してハーグ条約に基づいて子の返還が求められた場合には、子を現実に養育する相手方の権利を確保するだけでなく、ハーグ条約

の枠組上限られた時間の中での確な判断を求められるからこそ、子の養育状況・意向の調査や、子を現実に養育する相手方と対面して審理を行うことの可能な沖縄県内の家庭裁判所、すなわち那覇家庭裁判所に管轄が認められるべきではないかと考える次第である。

ここで紹介した沖縄で実際に起こった事件においても、米国ジョージア州の裁判所においては子の親権者の決定につき、手続的な正義を重んずるあまり子の福祉を軽視した審理が行われた疑いを払拭しきれないのに対し、那覇家庭裁判所における子の親権者変更の審判においては、家庭裁判所調査官によるC1・C2の養育状況に関する調査が綿密に行われただけでなく、申立人であるWが審判官と対面して審判官の質問に答え、意見を述べる機会も与えられた。たしかに、子の親権者変更の審理につき1年近くの期間がかかってはいるが、この期間の半分以上は、相手方に対する領事送達ないしこれに伴うトラブルに関連して必要となってしまった期間であり、ここで行われた審理がハーグ条約の枠組みの中で不可能であるとは思われない。相手方や子に対する面接調査等も、限られた期間の中で実施することは十分に可能であろう。

本来、ハーグ条約が至高とする子の利益を損なわずに審理を行うには、子の住所地を管轄する家庭裁判所での審理が認められるべきであろう。専門性の集中という観点から管轄を絞り込む必要があることを全て否定するつもりはないが、少なくとも、沖縄での国際離婚の問題は、その殆どが沖縄県内に日本全国の米国軍人・軍属・その家族の半数が駐留しているという状況を反映したものであり、かかる状況は日本政府の安全保障政策に基づいて生じているものであるから、それゆえに生じた問題について沖縄県に在住する子や相手方の利益が損なわれるというのでは、公正さを欠くのではないかとの誹りを免れないであろう。

## (2) ハーグ条約実施法案を前提とする「柔軟な対応」について

残念ながら、ハーグ条約実施法案においては、管轄の集中という観点から、日本国内での土地管轄は東京家庭裁判所と大阪家庭裁判所のみ認め

られることが予定されている（同法案第32条1項）。この法案のままでは、ハーグ条約に基づき、沖縄に居住する子の返還を求める申立てがなされた場合、子も、子を現実に養育している相手方も那覇地方裁判所での審理を受けることはできず、大阪家庭裁判所での審理を受けることにならざるを得ない（同項2号）。

この点の懸念に関し、ある最高裁幹部が「東京家裁や大阪家裁の担当裁判官が現地の裁判所に出向いて当事者の話を聞くなど、柔軟な対応は可能だ。」と述べたことが報道されている<sup>33</sup>。

どうしても那覇家庭裁判所に管轄を認めることはできないとの前提に立たざるを得ないのであれば、そのような柔軟な対応を沖縄の国際離婚に関連する事件においても徹底されることが強く望まれる。さらには、その柔軟な対応の中身は何なのか、そのような柔軟な対応により、米国ないし米軍法制にも強く影響されうる沖縄の国際離婚に関連する事件についても十分な対応ができているのかどうか、といった点が継続的に検証され、その検証結果に基づく改善が継続的になされることが不可欠であろう。

## 資料 2

### ある国際離婚事件のタイムライン

夫 (H) : 米軍海兵隊勤務 妻 (W) : 沖縄県民

1997年7月	W が在沖米軍海兵隊に所属していた H と知り合い、沖縄県にて結婚。
1998年7月	W と H との間に長女 (C1) が生まれる。
1999年11月	W と H との間に長男 (C2) が生まれる。
2002年4月	H が米国カリフォルニア州内の基地に異動となり、家族で同州に移住した。
2005年7月	H が米国カリフォルニア州内の別の基地に異動となり、家族で基地近くの住宅へ引っ越した。
2005年9月	H は軍命でイラクに出征した（～2006年4月）。

<sup>33</sup> 毎日新聞平成24（2012）年1月24日 東京版朝刊。

2006年 4月	イラクから帰国後、Hは夢遊病がひどくなり、C2に暴力をふるったり、暴力的な映画を観ることを強要するようになる。HはWに対しては無視や嫌がらせ、C1に対しても嫌がらせを行うようになる。
2007年 8月	Hが米国ジョージア州内の基地に異動となり、家族で基地近くの住宅へ引っ越す。
2008年 3月	HがWに対し、「今すぐに離婚したい。米国の法律によれば自分が子供たちをもらい、お前は日本に帰らなければならない。」と告げ、書類（裁判離婚に同意することを内容とするもの）を用意するからそれに署名するように求めたが、Wはこれを拒絶した。
2008年 3月	WはHの部隊の部隊長（Commanding Officer）に上記の被告の行動を告発したところ、家族の権利擁護事務所（Family Advocacy Office）を紹介され、そこで、Hに対し、1か月間WとC1・C2から1000フィート以内に接近することを禁止し、基地住宅から退去することを命じる旨の保護命令が出された。
2008年 5月	Hが保護命令に違反してWとC1・C2に面会に来たので、Wは、権利保護事務所の助言に従い、2008年5月16日、C1・C2と一緒に、自動車で、4泊がけで米国カリフォルニアの友人宅に移動した（本当は日本に帰国したかったが、C1・C2のパスポートの期限が切れていたことから、Wは、交付申請に時間がかかるのですぐに帰国できないと思いこんでいた。）。
2008年 5月	Hは、2008年5月28日、ジョージア州の裁判所に、Wと離婚しC1・C2の親権者をHに指定することを求める訴えを提起した。
2008年 6月	HはWらがカリフォルニア州の友人方にいることをつきとめ、Wに、訴状と裁判所への呼出状が送達された。
2008年 6月	WとC1・C2はカリフォルニア州の家庭内暴力の被害者保護施設に入ったが、被害者保護施設内の居室は排気ガスやほこりがひどく、ジョージア州在住中に喘息とアレルギーが非常に悪化したWにとっては耐えられない環境であり、C1・C2も被害者保護施設内での生活になじみず毎日泣いていた。 （なお、この際、WはHを相手方としてカリフォルニア州で離婚訴訟を提起しようとしたが、裁判所に書類を提出したのみでその後の手続きはとらなかつた。）
2008年 7月	Wは、ジョージア州での離婚訴訟に対応するため、弁護士に委任しなければならないということで、ジョージア州の期間に法律扶助を申し込んだが、ジョージア州民・居住者ではないということで法律扶助を受けられなかつた。

2008年 7月	W はジョージア州で、1300ドルで引き受けてくれるという弁護士をみつけ、ジョージア州の裁判管轄を争ってもらうように依頼した。管轄がないこと以外を争うとそれ以上の費用がかかるとのことだったが、その費用を支払う資金はなかった。
2008年 9月	W は、2008年 9月29日、手持ちの資金のほとんどすべてを使い、C1・C2と一緒に日本に帰国した。
2008年10月	W がジョージア州の弁護士に訴訟の状況につき問い合わせても回答がないので、日本に帰国した後で連絡したところ、ようやく回答があり、管轄がないという主張は認められず、ジョージア州での裁判が続くことになったことを知った（その後 W は、ジョージア州の弁護士が、管轄がないので訴えを却下する旨の主張をする前に、ジョージア州の裁判所に、訴えそのものについて反論する答弁書と反訴状を提出したために、ジョージア州の裁判所に管轄が生じたことを知った。）。
2008年12月	ジョージア州の離婚訴訟の期日が指定されていたが、W は、もうすでに日本に帰国していたために、その日に審理を行わないよう、ジョージア州の弁護士に、その最後の仕事としてその旨を裁判所に伝えてもらうように頼むとともに、裁判所にも電話して期日変更を申請したが認められず、ジョージア州の裁判所は、W が欠席したままで、暫定的に子どもの親権をH に与える旨の決定を下した（以後Hからの養育費の送金が停止される。）。ジョージア州の裁判所は、正式な決定を下すために、2009年 2月に次回の期日を開くことを指定した。
2009年 2月	W は、在沖海軍内の別の弁護士に相談し、そのサポートを受けるとともに、日本国内の様々な機関に相談し、沖縄弁護士会に人権救済の申立てを行った。沖縄弁護士会は、人権救済申立て相当事案ではないとしたうえで英語を使える弁護士に受任を働きかけることとし、これに応じた当職が事件を受任し、法テラスの援助のもとに、H に対し、那覇家庭裁判所に離婚訴訟を提起した。 そのころ、H が仕事で来沖した際、万が一H により C1C2が米国に連れ去られた場合のことを考え、W は日本で訴えを提起した旨を説明した上で警察や各種団体の支援を依頼し、H の C1・C2に対する面会要求を拒絶して対応した（DV シェルターも短期間利用した。）。
2009年 2月	ジョージア州での離婚訴訟の期日が開かれた。 W は、在沖米国海軍内の別の弁護士のサポートのもとに、ジョージア州の裁判所に対し、被告が子らに対して暴力を行ったことに基づいて保護命令が出されたことなどの証拠を提出し、W

	が審理に参加できるように、電話会議あるいはビデオ会議での審理を申し入れたが、その申し入れに対する回答のないまま、Wが欠席したままで審理が行われた。
2009年 3月	ジョージア州地方裁判所は、離婚を認め、法的な親権 (Legal Custody) は共同とするが物理的な親権 (Physical Custody) は夫のみに与え、養育費の支払いも必要ない旨の判決を下した。
2009年 3月	W は在沖海軍の弁護士らの協力のもとに、ジョージア州地裁の離婚判決に対し、ジョージア州の高等裁判所に控訴を提起した。
2009年 9月	ジョージア州最高裁は、W の控訴 (裁量により最高裁に移送された) を却下する旨の決定が下されていた。
2009年10月	那覇家裁において裁判官との面談が行われた。「離婚訴訟が米国の裁判所に有効に係属している以上、日本で離婚訴訟を維持することは難しいことから、離婚の訴えを取り下げて親権者変更の申立てを行ってはどうか」との勧告を受ける。この時点ではW としても離婚訴訟の維持を主張し、米国での訴訟の帰趨をみる (ジョージア州の裁判所での訴訟を担当していた米国海軍の弁護士が、その状況を連絡しなかったため、2011年 3月にこれを知るに至るまで、W はジョージア州高等裁判所への控訴が却下されたことが分からなかった。) という一方で、訴えが却下されることがないまま月日が経過する。
2010年 8月	H が沖縄に再来日し、W は、警察や各種団体に相談したうえで、C1・C2との面会要求に応じさせる (但し、連れ去りの危険があるということで基地内での面会要求は拒絶した。)
2011年 3月	米国ジョージア州の高等裁判所に提起した控訴が却下されたことを知り、その旨を裁判所に伝え、W の承諾を得た上で、那覇家庭裁判所に対し、離婚訴訟を取り下げ、親権者をH とW の共同親権からW の単独親権に変更する旨の親権者変更の申立てを行う。
2011年 7月	7月25日、那覇家庭裁判所にて、親権者変更の申立てに基づく第1回審理が行われ、申立人も出席し、審判官からの質問に回答した。
2011年 9月	那覇家庭裁判所調査官によるW やC1・C2との面談を含めた調査が開始され、以後継続された。
2011年10月	領事送達の手続きを取られた親権者変更の申立てがH により受領されていた (米国郵便局の手違いにより、このことが判明したのは2012年 2月であった。)
2012年 3月	那覇家庭裁判所により、親権者変更を認める旨の決定がなされた。

(武田昌則)

#### 4. 「みんなで考えよう！ハーグ条約－相談現場から考える－」 シンポジウムを終えて

「女性フォーラム沖縄」は女性を取り巻くさまざまな問題について、縦割り行政の弊害を超えて、解決への手がかりを探ろうということで設立された団体であり、今回の「みんなで考えよう！ハーグ条約」と題した企画は女性フォーラム沖縄主催の初めての連続講座（3回講座）であった。シンポジウムは最後の締めくくりとなる講座として、第1回講座、第2回講座の担当講師にもご参加願ひ4人のパネリストとコーディネーターの下に行われたものであり、相談現場から考えるというテーマに沿って代表、副代表から計2つの事例を発表した上で議論を深めることを目的としていた。

シンポジウムでは第1回、第2回の講師もパネリストとしてお招きしたが、事例発表の前に前2回の講座のまとめをそれぞれ10分～15分程度お話し頂いた。相談員（元相談員）としては、事例を挙げることで、国内法のDV防止法との整合性や母子の居所情報の収集方法についても言及したかったが、時間が押してしまい、結果として踏み込むことができなかった。「子どもと一緒に帰国できないくらいなら、一層のこと・・・」とまで思いつめた母親の気持ちが痛いほど分かるのは家族と相談員である。しかし、相談者の心情やそれを受け止める相談員の心の葛藤についても表に出せず2つの事例を挙げながらも、事例に対して①事例の問題点の洗い出し②相談員がどのような対応をしたか③ハーグ条約締結によってその事例がどう変わるのかという重要な点が、法律家や中央官庁職員ではない「一相談員だからできること」として議論に盛り込めなかったことは反省すべき点であろう。また、検討する素材として相談員が受けた相談内容を不特定多数の聴衆の前で話すことに関して相談員の間でも評価が分かれることから、この点に関しては今後、フォーラムとしてどう基準を作っていくかが検討課題である。

## 一、参加者の質問から見えてきた点

今回のシンポジウムは、ハーグ条約の批准前に開催されたこともあり、参加者（相談員などの支援者が多く含まれていたと思われる）の質問は、批准前にとるべき対応と批准後の対応の両方に向けられ、その内容も、主に、同条約加盟の意義について問うものと、当事者の安全確保のために必要な情報に集中していた。特に、返還拒否事由については、どのような司法判断が下されるのかについて具体的な情報も殆ど伝わってきていない状況であるため、非常に関心が高かった。

参加者の多くは、当事者が司法機関を挟んだやり取りのなかで、精神的な苦痛を訴える状況を目の当たりにしてきているため、ハーグ条約適用後の司法判断のあり方によっては、当事者の安全が脅かされる事態が生じるのではないかという不安を感じていたと思うが、シンポジウムで、同条約が適用されても、専門機関にアクセスするなどの方法によって暴力の立証が可能であることについて言及がなされたことから、参加者が当初制度に対して抱いていた不安もいくぶん緩和されたような印象をもった。しかし、参加者から寄せられた感想をみる限り、現状では、ハーグ条約に対する信頼が高まったというよりも、今後、より具体的な支援策が整備されなければならないとする声の方が多く寄せられるなど、同条約加盟の意義についてはまだ不確かな面がかなり残されていることが伺えた。今後、女性フォーラム沖縄としても、命令の執行のあり方を含め、国内法の整備の行方を見守っていく必要があると感じた。

## 二、ハーグ条約と「返還拒否事由」について

そもそもわが国の民法は、離婚後の共同親権行使を認めておらず、離婚に際しては両親のいずれか一方を親権者に定めることとされているため、国民も、他方の親の子どもに対する監護を尊重しようとする意識が高いとはいえず、離婚を決意した一方配偶者が、他方配偶者の同意を得ないままに、子どもを連れて別居の挙に出る事案もかなり存在している。このような社会で生活してきた日本人にとっては、別居に際し、わが子を自国に連



れ帰ることが、他方配偶者の監護権侵害となるという認識が低いといえる。さらに、言語、文化及び生活環境が異なる異国の地で、周りに頼れる人も団体もない中、夫のDVから逃げだそうとする女性からすれば、子どもを残して、自分だけが日本に帰る訳にはいかないと考えたとしても責められないであろう。従って、ハーグ条約を批准するにあたっては、それを国内法に転化するに際し、「返還拒否事由」について、わが国の法制や国民感情、日本女性の国際離婚の実情等に配慮した柔軟な解釈・運用が必要となる。

また、The Domestic Violence Sourcebook (Dawn B. Berry, 2000)によると「多くの場合、DVの加害者は、母親に対するパワーゲームに子どもを利用する。面会交流を得て母親を脅したり、女性への復讐として親権争いをしたり、復縁をせまる。子どもを連れ去ったり、養育費の支払いを拒否する・・・裁判所は、親権を定める際に子の福祉を最優先にすべきであるが、家庭内暴力は子どもに対する直接の暴力でない限り、ほとんど全く考慮されない」との記述がある<sup>34</sup>。

この文献を読む限り、アメリカにおいて母親が外国人である場合に、アメリカ人の夫から、子の監護権を勝ち取ることはさらに困難であろうことは容易に想像できる。このようなアメリカの裁判所の現状からすると、日本政府はハーグ条約を批准するにあたり、返還拒否事由においてDV、虐待があったことを証明する要件を明確にし、それを満たした場合は自国民をしっかりと保護する姿勢を国民に示す必要があると考える。

それと同時に、わが国において、ハーグ条約が実際に適用される事例が生じる前に、同条約に関する十分な知識・情報を国民に提供することも不可欠である。例えば、国際結婚をしようとする者に向けた同条約に関する小冊子の作成・配布、専門の相談窓口の設置、海外在住日本人が容易にアクセスできる相談窓口（例えば、郵便、インターネットや無料の国際電話回線など多数のチャンネルを用意）の設置、整備等が必要とされるであろう。

---

<sup>34</sup> The Domestic Violence Sourcebook (Dawn B. Berry, 2000) pp.190-191

うし、的確な助言のできる相談員の確保、育成も今後の重要な課題と思われる。また、相談者の経済的・時間的負担を軽減させるための工夫として、民間ADRを活用することも有益であると考えられる。具体的には、子の常居国への返還が妥当と考えられるケースにおいては、民間ADRの活用により早期の任意返還を促すとともに、返還拒否事由の認められるケースでは司法機関を利用するなどケースごとに対応を区別することで、無用な経済的・時間的負担が回避できると思われる。

### 三、女性フォーラム沖縄の今後の在り方について

女性フォーラム沖縄としては、参加者のニーズに対応するために、今後は相談の受け入れや啓発活動などの面から当事者の支援にあたるような取り組みを展開していきたいと考えている。しかし、私たちは、今回のシンポジウムを振り返り、あるべき取り組みはどのようなかたちのものであるべきかを考える必要にも迫られている。私たちに求められる役割の一つとしては、より当事者に近い立場から問題提起を行うようなスタンスを示す事があげられる。しかし、私たち女性フォーラム沖縄のメンバーは、シンポジウムにおいて現場の不安を専門家に橋渡しして全体に伝えることに苦心し、非常にもどかしい思いも抱えていた。

現状で、女性フォーラム沖縄のメンバーにとって、現場の声を法制度にまで反映させることは容易な作業ではないように感じられている。現場からもたらされる具体的な情報をより合わせ、制度に反映させるためには、さらに何らかの方法論（理論）を取り入れ、身につける必要があると思われる。今後、法制度の整備に向けて色々な場面で議論を喚起していく必要もある。様々な専門分野からの協力を広く求めていきたいと考える。

なお、今回シンポジウムにおいて紹介した、沖縄での相談事例の概要については、下記の資料3を参照されたい。

### 資料 3

(事例 1) 沖縄出身の女性が米海兵隊所属の男性と出会い沖縄で結婚。長男が誕生し、数年後に、夫に米本国への転勤命令が出たことから家族で初めての米国生活が始まる。沖縄では、家族や友人のサポートを得ながら、フルタイムで働いていた妻は、慣れない土地になかなか馴染むことができない。また、夫も新しい職場環境に適応することに必死で、そんな妻を親身にサポートすることができず夫婦間に不和が訪れ、夫からの精神的、経済的な暴力が始まる。次第にエスカレートする夫からの暴力は、身体的なものにも及ぶようになり、妻は支援してくれる友人もおらず、孤立。妻と幼い息子は、我慢の日々を重ねる。夫の顔色をうかがいながら委縮していく息子の様子に、妻は、沖縄の実家の経済的支援を受けて、夫の隙をみて息子と共に日本に帰国する。夫からは、息子誘拐の罪で告訴するという旨の連絡が度々あるが、あのような苦しい思いはもうしたくないと、妻は夫のもとに戻るつもりはない。離婚も親権、養育費の問題も何も解決できないまま 1 年が過ぎる。

(事例 2) 沖縄女性とアメリカ軍人の夫は沖縄で出会い結婚。のちに長男が生まれ、夫の転勤で米国へ移住。異文化生活の不安、育児疲れの妻に夫のサポートはなく、夫婦間に不和が生じる。その後、長女が出生するが、妻は産後うつ病に。夫は同僚女性と親しくなり家に寄り付かず、やがて生活費も入れなくなった。手持ちの自分の金を使い果たした妻は、切羽詰って近くの教会の牧師に助けを求めたところ教会の計らいで母子はシェルターへ。沖縄の実家へ電話して実情を打ち明けると、快く旅費を工面してくれたことから、母子帰沖。夫が米国で離婚裁判申し立てを行ったところ、離婚判決で親権者は父となり、夫は子どもたちを父のもとに戻すよう妻に求めてきている。しかし、子どもたちは地元の小学校に通い、祖父母らに見守られて安定した生活環境にある。父親は週 1 回長男に Skype しやがて迎えに行くと言っていて、沖縄勤務中の父親の友人が家の近所を車でまわっているのを見たことから、妻は父親が突然現れて子どもたちを連れ去るのではないかと、いつも不安である。

(平田正代)

## 附録：シンポジウム抄録

(熊谷) みなさま、こんにちは。沖縄国際大学の熊谷と申します。昨年の秋ぐらいに女性フォーラム沖縄の方からご連絡をいただき、勉強会をしたいということをお願いしました。春頃からいろいろな県内の女性団体の方々からハーグ条約に関する問い合わせがありまして、それらには個別に対応していたのですが、女性フォーラム沖縄の方々からは、少々じっくりと勉強していきたいという申し出がございました。お話を伺うと、その構成員のみなさんは県のおきなわ女性財団「ているる」の国際相談を長くやっておられたという実務経験者であるということで、今後の活動を行う上でハーグ条約を取り巻く関連の法律がどうなっているのかということがわからない限りは、相談現場で適切なアドバイスができないのではないかとすることがその主たる理由でございました。そうして勉強会をしていくうちに、法務省のほうからパブリックコメントの募集がありました。ちょうどいい機会だということで、検討会を開きまして作り出したのが、先ほど紹介がありました中間取りまとめに関する意見書というものです(前掲・資料1)。のちほど少し触れると思いますが、沖縄に限ってここは問題だという点についてのみ報告書において指摘をいたしました。そして、本日举行うシンポジウムをこれまでの勉強会の総括にしたいという位置づけで企画をさせていただきました。本日の進行として、これまで2回講演会を続けてきましたけれども、はじめにもう一度振り返って鎌田先生によるハーグ条約の概要をお話しいただき、そのあと武田先生のほうから沖縄の女性ですけれども、アメリカ海兵隊の夫との間に起こったトラブルの事例について振り返ってみたいと思います。そのあと、新しい事件としてみなさまもご存じだと思いますけれども、新聞記事を寄せ集めたのをちょっとご覧ください。最近のハーグ条約にかかわる部分でどういう問題が起きているか説明したいと思います。一番左にある「長女連れ帰った女性拘束」というのは、年末年始にかけてニュースで報道

されましたのでみなさんご存じだと思いますが、日本人の女性がアメリカから子どもを連れて帰ったことにより、夫から親権妨害とか、裁判所の法廷侮辱罪という形でアメリカでは指名手配されていたところ、永住権更新手続のためということですが、ハワイ州に入国したとたんに拘束されてしまい、長くて25年の刑罰を受けるかどうかというところで司法取引して決着したという事例です。

そして、今回の目玉といえますか、主題は女性フォーラム沖縄の国際相談の経験者の方々がかこれまで受けてきた相談事例の内容(前掲・資料3)につきまして、できる限り詳細にご報告していただき、それについて今後ハーグ条約を締結した場合にはどのような対応になるであろうかということの予測も含めまして検討しよううえで、最後総括ができればというふうに思っております。時間が約2時間の予定でありますので、お付き合いをいただきたいと思います。では第1回の報告を担当していただきました鎌田先生にハーグ条約の概要について簡単に説明をしていただきたいと思います。

(鎌田弁護士) こんにちは。弁護士の鎌田と申します。よろしくお願ひします。私が1回目に担当しました「ハーグ条約の全体像を把握する」という回を振り返って、復習みたいな形で確認させていただきます。

《以下、省略：内容については、上記「2ハーグ条約の概要と国内法整備の動向」参照》

(熊谷) どうもありがとうございます。ご質問あるかと思いますが、後でまとめてお受けしたいと思います。それでは引き続き、武田先生にお願いしたいと思います。

(武田弁護士) みなさん、こんにちは。弁護士の武田と申します。先ほどハーグ条約について鎌田先生や熊谷先生からまとめてわかりやすい説明がございましたが、私は2回目の講演の際に話しさせていただいた内容は、実際にはどのような形で沖縄で問題になるのだろうかということをおわかつ

てもらうために、子の連れ去りに関する実際の事件がありましたので、それをご紹介します。今日はそれを少し振り返ってみたいと思います。

《以下、部分省略：内容については、上記「3 ハーグ条約に基づく子の返還の可否の審理の在り方沖縄の国際離婚事件を題材に」参照》

ざっと流していきますけれども、夫が米軍海兵隊勤務。妻が沖縄県民というよくあるパターンです。沖縄県で結婚して、沖縄県で長女、長男が生まれたというわけですが、その後、夫がカリフォルニア州の基地に異動になりまして、そこに住み始めた。その間に夫がイラクに出征に行っている間に、どうもともとスリープウォーク（夢遊病）があったのですが、それがひどくなり、夫が子どもに対して暴力をふるうようになった。あるいは暴力的な映画を無理やり見せたりするようになる。妻に対する暴力はDVになると、相手の米国の男性はよく知っていますので、妻には暴力をふるわないのですが、無視とか嫌がらせという精神的に妻を追い詰めるようになってきたということがありました。さらに、夫はジョージア州の出身ですけれども、そちらのほうの基地に異動になって、家族で暮らすようになったが、そうした状態がしばらく続きます。さらにこの沖縄県人の妻は、もともとアレルギーというか喘息を持っていたので、ジョージア州というのは杉の木が多く、もうそれはアレルギーにとっては非常に厳しい環境だったそうです。それでどんどん状態が悪くなって帰りたいというんだけど、なかなか帰してくれない状況がありました。さらに暴力は続いているということで、妻が軍のDVの関係を扱うセクション（ファミリー・アドボカシー・オフィスというところ）に相談したところ、妻のほうをそれを望んでいなかったということもあるのですが、オフィスの担当者からしきりに「あなたの夫がやっていることはDVだから申立をしない、しない。大丈夫だから！」と言われて申立をさせた。ところが、保護命令が出て、接近禁止

命令つまり、それまで同居していたのだけれど、夫のほう子どもに近づくことができないという命令が出てしまいました。それは1か月間有効でその次更新という形で、この事例では結局2か月間続いたのですが、この命令が出た後も夫が子どもに会いに来るということもあって、妻と子どもは怖くなり、再度米軍中のオフィスに行きまして、逃げたほうがいいんじゃないかという助言を受けたので、この方は、2008年5月カリフォルニア州の友人宅に移動しました。なぜその時日本に帰らなかったのかと聞くと、誤解されていたようで、子どものパスポートの有効期限が切れているので申請に時間がかかり、すぐには日本に帰れないと思いついていたようです。それは領事館に緊急の申請をすれば帰れるのですが、この方はそう誤解していたのでカリフォルニア州にいる友人宅に移動するにとどまりました。夫のほうは、妻に子どもを連れ去られていますので探し始めますよね。そこで夫は離婚の訴えをジョージア州の裁判所に起こしたわけです。最初はどこに隠れているかわからなかったわけですが、だいたいその友達のところにいるだろうということがつきとめられてまして、裁判の書類がそのカリフォルニアの友人宅に送られてきたといういきさつです。妻と子どもは、カリフォルニア州のドメスティックバイオレンスの被害者のための保護施設（シェルター）に行ったのですが、このシェルターの環境が最悪で、非常に埃っぽく本当にもう耐えられないと、子どもたちも毎日泣いて暮らすという環境でした。しかも裁判を起こされており、何とか対応しなくてはいけないと・・・、しかしお金がない、ということでリーガルエイド（法律扶助）を申し込んだのですが、もうあなたはジョージア州民でないから駄目だと断られました。その手紙も確認しております。そこで、彼女のほうは自分で弁護士を見つけなくてはならなくなり、色々なところをあたってはなんですが、ジョージア州の管轄だけ争う、つまり離婚の裁判をジョージア州でやるのはおかしいという点だけ争ってくれ、その代り1300ドルで請け負うという弁護士を見つけまして、ジョージア州の裁判に対応されたわけです。ジョー

ジア州の裁判に弁護士を付けて対応したうえで、本当に残りのお金は全部使って日本、沖縄に帰ってきたというわけでありませう。ところが、このジョージア州の弁護士がいくら彼女のほうが連絡しても応答してくれません。それで日本に帰ってからまた連絡したところ、管轄を争ったが負けたというような連絡がやっと返ってきました。この負け方が、本当におかしいというか、日本の弁護士では考えられないようなミスをしているんですね。そういうこともあってジョージア州の裁判は続くことになり、彼女のほうには、この日に裁判するから来なさいという召喚状がきますが、彼女はいま日本に帰っていて出頭できないので、延期してくれという、そのことだけを弁護士から伝えてもらうように依頼したのですが、どうもそれすらもやっていないということで、自分自身でジョージア州の裁判所に電話したところ、それが無視されジョージア州の裁判所はとりあえず親権を夫に、親権というか夫が子どもと住む権利があるという決定を与えました。しかもその養育費もそれまで払われていたものについてもストップするという決定が出されました。さらに、その後裁判がジョージア州で開かれて、正式に夫が子どもと住む権利がある、監護権は夫がという判決が出されたといういきさつです。

その間、彼女はいろんな人に助けを求めまして、海軍の中にいる弁護士に助けをもらったりして、ジョージア州の裁判所にも自分がDVを受けたという書類も出したのですが、それでもジョージア州の裁判所は全く考慮してくれなかったようです。彼女が海軍の弁護士に助けをもらって、ジョージア州の裁判はおかしいということで控訴、不服の申し立てをしたのですが、それも結局は却下されてしまっていてジョージア州の裁判は確定している、というこれがアメリカでの裁判の流れです。そのジョージア州の裁判が確定する前の段階で、海軍の弁護士のアドバイスもあって、彼女はいろんなところに助けを求めたといういきさつもあったので、日本でも離婚の裁判をおこしまして、それを那覇家裁に申し立てておりました。ジョージア州の裁判がものすごくスピーディー

に彼女に不利な判決を下しているのとかかなり対照的に、日本の裁判所のほうはなかなか判断を下してくれませんでした。つまり、そういういきさつで日本に逃げて帰って来ているんだから、日本の裁判所が裁判する権限はないんじゃないかと思われたのかもしれない。その後いろいろあったんですが、結局は彼女にとっては残念ながら、とりあえずジョージア州で裁判があったという事実を受け入れて、そのうえで、日本で親権者を父親から母親に変えてくれという申立を今やっつていまして、それで親権者変更の審判が那覇家裁で現在も続いているという次第です。先ほど熊谷先生からお話しありましたけれども、日本の裁判所は調査官が詳しく調べて、それで決定を下しますので、実際彼女のほうも子どもさんのほうも詳しい調査を調査官から受けていて、決定はまだ出ていないという段階です。この事件、ざっと申し上げますとこういう流れですが、もしハーグ条約が批准された後にこの事件が起こったとしたら・・・、2008年9月にこの沖縄県女性、奥さんが子どもたちを連れて日本に帰ったこと、これは明らかに連れ去りにあたってしまうです。ですから、この後の時点で夫がハーグ条約に基づいて申立をした場合には返還命令が出る可能性がきわめて高いですね。実際、この夫のほうは領事館にも申請してしまっていて、事実、領事の下で働いている調査員が彼女のところにインタビューに来ています。ですから、おそらくハーグ条約が批准された後にこの事件が起こったら、間違いなく返されたらという事件ですけれども、子を連れ去ってからすでに3年以上経っています。もし今ハーグ条約が批准されてその後夫に連れ帰られたとすると、今度は彼女がハーグ条約に従って返還を求めることができる事例ということになるわけです。ある意味複雑ですね。ハーグ条約が批准された後にこういうことをしたら、取り返されていた。だけど、今からは批准してもらったほうが良いという立場になるわけです。なぜなら、先ほど鎌田先生からも説明がありましたけれども、原則1年間、新しい環境になじんでいたら返還拒否できてしまいます。この事例のような結婚・離婚の形態

というのはよくあると思うのですが、よくある事例でもハーグ条約が批准されたことによって大きな影響を受ける可能性があるということをおわかっていただきたいということでもあります。今日のシンポジウムはタイトルが「相談現場から」となっているのですが、このタイムラインを見てもわかるように、この沖縄県人の妻の方、別にそんなにアグレッシブな方じゃないんですけども、すごく頑張られたんですよね。本当にこの人を助けてくれる人が、何故かたくさんいらしたんです。人徳なのでしょう。すごく頑張って弁護士のところにたどり着いたという感を私は抱いています。つまり、何を言いたいかというと、弁護士のところにくる事案というのは氷山の一角だろうと思うのです。それよりも相談員のところにも相談にいけないような事例もたくさんあるんじゃないかなという感覚ももっています。ですから、女性フォーラムの皆さんのところに来ている相談の内容を受けて、相談員の方がどう感じるのかという点について、今日はお伺いできればとも思っています。普段みなさん自分たちでもこんな知ってるけど結局泣き寝入りになったとか、そういったみなさん疑問として持ってらっしゃると思うので、そういったところを教えてくださいいただければと考えています。私からは以上です。

(熊谷) どうもありがとうございます。今、武田先生から管轄という説明がありましたが、正確には国際裁判管轄というふうに申します。

(中略)

ここまでで、フロアの方から何かご意見や自分にもこういう例があるんだけどというのがございましたらお伺いしたいと思えます。どうぞ遠慮なくお申し出ください。

(平田代表) アメリカでこういう風に妻と子どもがいなくても、夫が申し立ててそこで離婚が認められ、そして親権も子どもがないところで父親に認められる。日本でもそういうことがありますか。反対に夫が外国人で子どもを連れ去った時に、ここに残ったものが離婚を申し立てて、離婚と親

権がここにいる人に認められる。日本ではありうるのですか。

(武田) 今の平田先生の質問ですが、仮に日本に住んでいた夫婦で、アメリカ人の夫がアメリカに連れ去ってしまったら、逆のことができるのかということですが、これについては実際経験したのがありまして、ずいぶん前なのですが、アメリカ人の夫に連れ去られたことがありました。日本で離婚訴訟を起こして、アメリカで取り返しの仮処分のようなことをして、アメリカから取り返すのに成功した例はあります。

(平田) 日本で訴訟を起こしたのを根拠に取り返したのですか。

(武田) 要するにアメリカで取り返しの裁判をするのに、日本でも訴えているというような文書を出してくれと言われたようですね。夫のほうアメリカから弁護士をつけてくれというので、(私が) ついて、それで奥さんのほう勝ったという事件を担当したことがあるのですが、これは十数年前でハーグ条約のことがまだ話題になる以前の話です。逆はできたのですが、後で話にできますけど、今はもうアメリカの裁判官の中でも、日本はハーグ条約に加盟していないから、そちらに返すのは非常に危険なんじゃないかということをおっしゃっているというような話を聞いているので、今同じことができるかどうかはわからない。ただ、昔はそういうことができた事例がありました。

(フロア) すみません、素人の私が聞いていて、とても疑問に思うのは、親権者である父親が子どもに虐待やDVが実際に行われている中で、逃げて帰ってきたわけですよ。という中で、加害者である父親が起こした裁判が通るといえるのは腑に落ちないというか理解ができない。そういうアメリカの裁判がどういうことでそれが通るのか私には納得がいきません。

(熊谷) 後で武田先生にもご意見伺いますが、まず、ひとつはアメリカの本国訴訟に

おいて、夫からのDVがあったという証明をしていないか、悪くすればアメリカの訴訟で戦って（応じて）もいないということがあります。逃げるようにして帰ってくる事情があるんですけども、そうした逃げた本当の理由みたいなものがアメリカの裁判の中では明らかにされないということがありますので、結果、逃げたものが悪者になってしまうということになるのだと思います。ですから、根本的に解決しようと思えば、このすべての事例においてそうですけど、アメリカで虐待を受けて孤立してしまった日本人女性がなんとかその子どももいて家族も生活したその場所で調停なり裁判所なりにアクションを起こすということがちょっとでもできれば、これはその後の裁判にも影響が出るのであろうけれども、何もしないまま逃げてきてしまうと、法廷侮辱あるいは、夫の親権を妨害した犯罪者みたいな扱いを受けてしまうでしょう。

（武田）今のご質問、すごくよくわかるのですが、アメリカと日本の裁判のスタイルの違いというのが影響してくるのではないのでしょうか。ざっくりばらんに言うと、日本の裁判所（の裁判官）のほうが丁寧というか、ある意味、臆病ですよね。アメリカの裁判のほうが手続きを守らないものに対して制裁を与えても良いという発想で臨む感じが強いのです。だから、アメリカの裁判でも、私もサンフランシスコに居りましたが、その時に親権の争いもあったのですが、サンフランシスコに住んでいた者同士が争いますと、最初は話し合いを徹底的にするのですが、争い出すと両方が専門家の意見を出してくる。ものすごい詳しくみるんですけども、逆に言えば、専門家の意見書を出せないお金のない方は不利な立場に置かれる。負けるんですけど。そうしたきちんとした手続きを守らずに、帰ってしまった者は、自分の権利を捨てるのだから、不利益を受けても仕方がない判決をする。こういう発想なのです。日本の裁判官にそこまでの度胸のある人は少ないと私は思います。今現在起っていることがまさにそうで、ご紹介した事例も親権者変更という、要するに、確かにジョージア州の裁判で父親で

すという決定が出たけれども、日本に住んでいる母親が親権者を変えてくれという事件も、日本の裁判所は何回もインタビューしてそれでも決定をくれないでし、一応、そのアメリカ人にも手紙を出して、どんな意見かというのを取り寄せて、そうじゃないと決定が出せないというわけです。そうした文化の違いですね。要するに、ものすごく慎重な裁判官と大胆な裁判官、そんな感じでとらえていただくとわかりやすくなります。だから、おっしゃることはよくわかります。この事例でも、ドメスティックバイオレンスの保護命令、軍から保護命令が出ているでしょうと言っても、いや、これだけでは何も証明されてないととられてしまいます。おそらく、日本の裁判所で同じことをやったら、この事例を調べたってなると思えます。だから、ざっくりばらんに言うと、大胆にちゃんと自分の権利を守るほうを勝たせる、それをちゃんとやらないほうは負けさせるというようなアメリカっぽさがあるのではないかと。それに対して日本の裁判官はもっと丁寧ですね。だから、明らかに自分たちが勝ちだっている場合でも、なかなか勝たせてくれないのが日本の裁判所でもあるのです。一長一短あるのですが、このケースはまさにそれが出てるのかな、という気がいたします。

（熊谷）ですから、アメリカで被害にあった日本人の女性がどうしてちゃんとそこで法的な手続きに参加しなかったかということが重要な点です。そこで裁判、夫から離婚訴訟を受けたのですから、DVの証拠があれば当地での裁判で証拠も提出し、訴訟に応じるということができればいいと。これはどうしてできないのでしょうか。

（武田）彼女の場合、応じただけ、まだまだしななんです。一つにはお金の問題が大きいです。まともに争おうとすると、1時間あたり200ドルとかかかります。法廷に行くと、交通費とか相談時間とか全部数えていくと、すぐにもう1万ドルとかかかります。だからまともに争うと、もう100万単位のお金になります。そんなお金は出せないのが実情です。だから、何とか安い人を探し



て管轄だけ争ってくれ、つまりジョージア州ではおかしいんじゃないかという点だけを争ってくれと言ったのですが、この弁護士はものすごく基本的なミスをしているのです。管轄だけ争うときは、そのことをちゃんとと言って、管轄より後の話を先に言うてはいけないんですけれども、そのことを、管轄を争う前に言ったりしているものですから、それでもう、びゅっと切られているわけですよ。だから、本当に弁護士も日本のいい弁護士もいるかもしれませんが、自分も悪いかもしれませんが、アメリカは本当にピンからキリなんです。いい弁護士は高いかもしれませんが、ものすごく有能だし、勝つてくれるんです。一方で本当に無能な人もたくさんいるので、彼女の場合そういう人に当たってしまったのだと思います。そういう面もあって、先生がおっしゃるようにアメリカで裁判起こされたのだから、そこに対応しろというのはその通りですけど、まず情報もないお金もない人間が、じゃあきちんと弁護士選んで戦えるのかというと、現状ではきわめて大きな疑問があると自分は思っています。

(フロア) 日本には法律扶助制度というのがありますが、アメリカにもあるのかどうかお聞きしたいと思います。

(武田) タイムライン(前掲・資料3)をもう一度見ていただきたいと思うのですが、実際彼女は申請したのです。この人、本当に頑張る人なので、できることは何でも自分でやっている人ですね。2008年7月、ジョージア州の法律扶助を申し込んだのですが、あなたはもう州民ではないので駄目だという決定がきています。それで制度を利用することができなかったのです。またその決定は不当だと争う道もあったかもしれませんが、しかし、それはすごい難しいですね。本当によくやったなあという感じです。結果、断られているんです。法律扶助の制度も日本みたいに法テラス1個じゃないのです。いろんな組織があって、やり方も様々で、もうどれを選んでいいかと複雑です。だから、情報にかなり詳しくないとうまくたどり着けないということがあります。

たくさん商品があって、どれを選ぶかの段階である意味、非常に自由なんです、そこもまた何も知らないで行くとハードルが高いということです。

(熊谷) それでは、今日の主役は相談員の方々の事例報告ですので、そちらのほうに移らせていただきたいと思います。はじめに、嘉手納さん、よろしくお願います。

(嘉手納副代表) こんにちは。私はこれまで国際結婚や離婚に関する相談を多数受けてきまして、今日報告いたします事例は、その一般的な事例としてお話しいたします。事例1(前掲・資料3)、相談者のかたは、日本国籍をもっている女性の方、40代の方です。お店を営んで、自営業をずっとなさっている方で、2006年に海兵隊の夫と沖縄で結婚しました。そのまま沖縄に住み続け、2008年に長男が誕生しています。沖縄にいた間は、彼女もフルタイムで働いていて、家族も友達も周りにはいるし、何も不便なく暮らしていたのですが、2009年に夫の転勤でカリフォルニア州に引っ越すことになって、そこからですね。アメリカに引っ越してから、環境ががらりとかわって、それに伴って夫婦関係が急速に悪化していき、彼女も慣れない育児疲れもあるし、新しい環境になかなか適応できないということと、それに伴い孤立してうつ状態になっていたということ。夫は生活費もなかなか渡さない。沖縄にいた間は、彼女もフルタイムで仕事していたので、彼女も自由がきくお金がありましたが、アメリカに行くとなんか夫に頼ってしまうような状態だったので、いろいろ問題があって。それに比べて、夫は彼女に黙ってボートを買ってみたり、新車を買ってみたりお金をかなり自由に使っていたようです。ケンカが繰り返してあって、だんだんそれが発展して、最終的に暴力もふるわれるようになり、「子どもだけおいてお前だけ帰れ」というのはしょっちゅう言われていたようです。彼女はいろんなところに相談しようとするんですけど、「お前みたいなやつ、誰も信用しない」「英語もまともにできない」とか言われたり、夫がわりと地位の高い軍人だったの

で、「俺のキャリアに傷ついたらどうなるかわかっているんだろうな」ということかなり言われていたようで、長男と二人、夫の顔をうかがいながら毎日生活していたのですが、子どもの様子をみていると、やっぱりこれじゃあいけないということで、彼女は決心して沖縄に帰ろうとするんですが、夫のほうはかなり警戒していて、アメリカでは日本人のお母さんは子どもを連れて帰るというのは有名な話なので、夫のほうは警戒して、連れて行かれないようにと毎日、何をしているんだ、どこにいるんだ、と厳しくチェックしていたようです。そこで彼女は一生懸命考えて、沖縄にいる親の看病をしないといけないからとりあえずちよつとの間だけ看病しに戻るとすることで夫を説得して、子どもを連れて帰ってきて、そのままアメリカには戻らないで日本にいます。夫のほうも、帰ってくる予定の日が過ぎると、何かおかしいと思い出して、「お前は子どもを誘拐した。きみのことを誘拐罪で告訴する。離婚の訴えももう提起した」と電話してきたり、そうかと思えば、「やっぱりもう一度夫婦で話し合おう。子どものためにもやり直そう。戻ってきてほしい」ということも何度もありました。典型的なDVという感じで、突き放してみたり、やっぱり戻ってきてほしいと懇願したりというのをずっと繰り返して、彼女のほうもどうしていいのかわからないので、夫からの連絡を一切拒否しているという状態です。彼女も今後のことを考えていると非常に不安なのですが、仕事をはじめ、子どもも日本の保育園に通っていて、祖父母たちとの生活もわりと安定しているが、ハーグ条約のことも知っていて、今後これがどういふうに自分たちに関わってくるのかを非常に不安に思っています。この場合、連れて帰ってきて1年以上が経過しているので、このままの状態でしたらいいのか、しかしながら、子どもがまだ小さい中で、養育費などのサポートも一切受けずにこれから2人でやっていけるのかという不安もありますし、アメリカには一切渡らずに日本でひっそり生活していれば安全なのかということ、また今後日本で離婚裁判を起こせるのかということなどかなり毎日不安に思っているよ

うな状況です。

(熊谷) ありがとうございます。この事件はどうでしょうか。沖縄で結婚して3年間日本で暮らす間に子どもが生まれます。子どもが生まれ、そして婚姻生活のスタート、カリフォルニアに移ってから1年たらずで婚姻が破たんし、帰国したというこいう事例ですね。これ純粹に、國際裁判管轄權は日本にあるかと。奥さんが日本で裁判したいと言ったときに、これどうですか、認められそうですか。

(鎌田) まだ結婚して年数がたっていないので、どちらかで暮らした年数が極端に長いということではないと思いますので、そうすると今、現状でどういふ生活になっているかということを考えて、子どもがちょうど物心つき始めるころだと思つので、そういうところも含めて住んでいる沖縄に裁判管轄が認められる可能性はあるのではないかなと思います。

(熊谷) ハーグ条約は子どもを元に戻せというだけですので、日本は今批准してないし、日本の裁判所としては子どもにとってどちらの親のもとで裁判することがベストなのかという現状を見ます。今いる子どもの場所、それが半年であろうが1年であろうが、日本に現在住んでいるということであれば、子どもの監護をめぐる争いの管轄は認めるということになりそうです。日本で裁判が認められるとしても、一方で、じゃあ夫はどうかというと、夫もアメリカで離婚訴訟を提起しそうです。この事例自体はハーグ条約の適用外となりそうですが、同様の事例が今後生じた場合、もちろんわが国がハーグ条約に批准していれば、1年どころか1か月でも2か月でも子どもを奪い去られたということで、すぐにもアメリカ人夫から(國務省を通して)日本政府にクレームをつけると、返還申立の裁判が始まるということになり、これはどうも免れそうもない事例です。やはりここにおいても、ハーグ条約締結以後のわが国の立場としては、こうした事情のある日本人妻のような海外での在留邦人、例えばアメ

り力において暴力等でこういう生活に耐えられないで苦しんでいる孤立化した日本人女性たちに対して、法的支援サービスをするなり、そうした支援システムにたどり着くための情報提供など、日本の大使館や領事館が果たすべき役割は大きいといえます。先ほどジョージア州にも法的支援サービスがあるといいますけれどもそれが得られないという報告がありました。そうしたアメリカのサービスだけではなくて、わが国の在外公館のみならず在外の日本人商工会や県人会にも、在外に暮らす邦人に対してどのようなアドバイスやサービスを提供していけるのが今後はきわめて重要です。さらには、武田先生のように日本人が外国の、アメリカは州によって資格が違いますので、それぞれの州の弁護士資格をもった、我々は渉外弁護士と言いますが、その州の弁護士資格をもった日本人の方がおられると思いますが、ただ、どこにどんな人がいるかという情報がわからない。だから大事なことは、そういう情報を大使館とか領事館を通じてきちっとサービスする、それだけでもずいぶんとハーグ条約に頼らない解決ということが可能なのではと思われる。

（武田）熊谷先生がおっしゃるように、最近では日本人の方でもアメリカのある州の資格を得ている方はいます。私はサンフランシスコでやっていましたけど、ロサンゼルスとかハワイにもいらっしゃいます。ニューヨーク州にもいらっしゃいますし。それからアリゾナ州にもいらっしゃるようなのですが、そんなに全部の州にいるということはないですし、というのは、日本人が資格をとりやすいのはカリフォルニアとニューヨークしかなくて、他の州はその州のロースクールに行かないと取れないのです。だから、州によっては日本人の方を探すだけでも大変なところもありますし、1人か2人しかいないと、マーケットがどうしてもアンフェアになるところがあると思われれます。だから、弁護士には弁護士の言い分があると思うのですが、対応が悪かったなんていうクレームもあったりすると思うが、1人しかいないとその人に頼むしかなくなるので、ちょっとあわないことがあ

ても我慢しなきゃならないとか、あるいは要求しても聞いてもらえないとか、そういうこともあります。こう言っては何ですが、向こうは何でもスペシャリストなので、家族法関係のスペシャリストがやっぱりいます。日本人の弁護士はそこまでやれるかというところ、なかなか厳しいところがあって、移民の関係する刑事とか家族法も簡単などころはできますけど、本当にがちがち争ってくる難しい分野は、やっぱり専門の人に頼まざるを得ないのではないのでしょうか。だから、そうしたところが正確にアクセスできるだけの情報をもった日本人がいるかということとまだまだ足りないところがあります。むしろ、本当にいい通訳の人をみつけて、そういう人がいい弁護士の情報をもっていたらそちらのほうがいいということもあるので、ハードルは高いといえます。逆に言うと、アメリカ人が日本に来た時もしかしたら同じなかもしれませんが、なかなか難しいのではないかなというのが私の実感です。

（熊谷）ありがとうございます。そういうことを個人負担でやっていくことは不可能に近いわけですから、そういう点をわが国の政府に対して在外邦人の法的支援サービスに関する公的援助を求めるような働きかけは、ハーグ条約とは別に求めていかななくてはならないのではと思います。いずれにしても、夫はアメリカで離婚訴訟を起こしても妻はいませんし、裁判に応じないでしょうからアメリカの判決は確定し、夫に親権者と監護権が、そして妻への離婚判決が確定するであろうと。その判決が確定したら、夫はおそらく日本にやってきて、子どもを返せと今度は日本の国内の人身保護請求を求めてくる、その際に日本の人身保護請求で基準となるのは、夫がアメリカで単独の監護権者として判決が確定しているというのが日本の裁判所で重く見ると、これは非常にきついですね。裁判で、夫が正当な監護者であるというアメリカの判決を重んじてしまうと、妻は立ちどころがなくなってしまうということにもなりかねません。やっぱり外国の判決は放っておいてもいいということにはいかないのでしょうか。

日本の裁判所も最近はそのようなところを見るようになってきたと。その最たる事件がニカラグア人夫の事件です。ちょっとこれ説明できる時間が今ございませんのでこのままにしておきます。次に検討事例の2のほうに移らせていただきます。

(平田) 事例2 (前掲・資料3) を紹介します。いろいろ問題があって、二人の子供がいて、アメリカで、夫のサポートがないために、アメリカで産後うつから始まって、うつ病を発症し、それでも一人で頑張って、子どもを育てなければ、というようにがんばってきて、夫はますます外に女をつくって外に出ていくような、そういう生活がありました。夫は軍人ですので、その時点で、軍の中の色々なサポートする機関がありますので、そういうところに相談するなり、同じベースにいる日本人の方に相談するなりすればよかったのですが、そういうこともしないままに自分ひとりで背負いこんでしまっていたようです。自分の手持ちのお金をいくらか持っていて、それを使って、夫のほうはお金を入れないで、夫が家計費を自分で使って浮気の費用などに使っていたようです。それで、ほんとにお金がなくなったので、妻は、近所にある教会の牧師さんに助けを求めたようです。お金を貸してほしいと。それで、事情を察知した教会の方が、色々話を聞いて、子供と妻をシェルターへ連れて行きました。この、暴力があったかなかったというような事が、あとで、先ほどの話に出ていまして、裁判の時に問題になるので、シェルターを利用するという事が、シェルターがこの人たちに暴力があったとか、そういうことを一応、虐待とかを認めることですので、必ず、問題があったらどこかに相談して、シェルターに駆け込む、シェルターに居たということ自体が一つの証拠になると思います。非常にそれはいいことだと思います。幸いにもシェルターに行ったらシェルターが事情を聴いて、もう、子どもを連れてあなたは帰ったほうがいい、うつ病のカウンセリングで、自分の国の言葉でカウンセリングを受けてうつ病を治した方がいいという事がありまして、そして帰国のために、本人はあまり

帰りたくなかったのですが、妹に電話を入れたところ、妹が緊急性を察知して、お姉さんすぐ帰りなさい、私のクレジットカードを使って全部やるからということで、すぐに帰る事が出来ました。それで、帰ってきますと、親や兄弟達が大変快く受け入れて、周囲がサポートしてくれました。妻子が沖縄に帰ったということも知らずに、夫はそのあとあちこち探し回って、ようやくシェルターを突き止め、妻子がもうアメリカに居なくて日本に帰ったという事がわかったという状態でした。夫はその後離婚を申し立てました。そして、妻の住所は不明でしたが、わが国の裁判所を通して、翻訳付きの訴状が送られてきたそうです。県内の英語の分かる弁護士さんに相談して、そのついで、米国で弁護人をつけてもらったそうです。その時妻は、夫が家庭を顧みないで浮気しているという事情を上申書として提出しましたが、夫は反対に、妻はうつ病で家事も育児もできないという上申書をだしており、最終的に夫の主張だけが認められる形で離婚が成立してしまいました。妻が一方的に子供を連れ去ったことで悪者扱いということで、子どもの親権者は父と指定され、父が子どもを引き取ればいいので養育費を払う必要はない、妻は直ちに子供たちを父親のもとへ返すようにという判決ができました。これが2009年11月のことです。母子が帰ってきたのが2008年の7月です。裁判所の判決の中で、父親の子どもとの交渉権が認められ、週1回スカイプで子どもと話し、お父さんが近いうちに迎えに行くからと言い、長男もそれを期待している部分があります。日本の学校に通うかわら英語の勉強を続けさせていますが、だんだん英語を話すのが難しくなってきた、お母さんにこれなんていうの？と聞くと、父親が怒って、母親の意見を子どもが代わって言っているのではないかと憶測し、母親に聞くなと言うので子どもはますます困ってしまいます。いつ父親がアメリカの判決を振りかざして子どもを連れ戻しに来るのかわからないという不安にさいなまれる毎日です。沖縄勤務中の父親の友人が近所を車で回っているのを見て不安がますます募り、うつ病もなかなかよくなりえない悪循環の状態

す。本件はハーグ条約が批准される前に何かできることがあるか、あるいは、批准を待って何かやるのか、親権者の変更を申し立てられるのかそういったことを伺いたいと思います。

(熊谷) この事例は、日本で3年暮らした後、イギリスで3年間。その後、アメリカに行き、2009年に離婚の判決がでるまでの間が約3年、アメリカで夫が裁判を申し立てた時点で母子は日本に帰国していた。母子はシェルターに入りましたが、そういう事実は、夫のほうに暴力があったことの証明になるんだと。ですから、その州で裁判を起こしたところで、そんな暴力亭主が自らを親権者として認めろという裁判を起こしても裁判所に認められるはずがないだろうと、さきほどフロアからのご意見がありましたように。しかし実際に裁判を見てみると、2008年9月に裁判を申し立てた後、同年12月には、アメリカから訴状が送達されてきたという事です。夫からはこういう事があったのだという上申書を付け、そしてシェルターに入った事実ももちろん裁判所はわかっているけれども、結局は妻はうつ病のために家事もできず、そして夫に無断で子どもたちを日本に連れ帰った。そして、日本への連れ去りがメディアで報道されていたこともあって…おまえは子どもを勝手に連れて逃げた犯罪人なんだと、そういう構図になってしまうという意味の判決だったと。これはやっぱり先ほども武田先生の言われたアメリカのお国柄というか、そういうことなのでしょう。いずれにしても、ハーグ条約により子の返還を求めるのであれば、夫の本国（住所地利）も親権の裁判はできなくなり、返還後に改めて夫婦間での話し合いや裁判がおこなわれることとなります。その際、やはり日本人の妻にとっては一人でアメリカに行き裁判をするには大変な苦労があるわけです。そこに法的サービスがやっぱり必要です。つまり、ハーグ条約に参加するということは、日本政府は子どもを返還した場所で新しく裁判に立ち向かう日本人への法的支援をきちんと確立する必要があります。それをしないでハーグ条約に参加するということは

どうも考えられないように思いますが、どうでしょうか？

(武田) 先生のご意見、ハーグ条約を批准するのであれば、条約に基づいて子どもをアメリカの州内に返したことによって、そこでの裁判に対応しなくちゃならないという状況が生まれるわけですから、そこで裁判をするについて、費用を払えないような方に支援をするべきではないかというのは賛成します。実は日本の国民健康保険というのはアメリカの病院でも適用できるらしいのです。ちょっと面倒なのですが、領収書とかを以てやれば、もちろん、全額とかではないでしょう。しかし、今の法テラスの制度はそういうことを認めていません。だから外国の裁判についても、日本の法律扶助をしてあげる、海外で受け入れるかどうかわからないのですが、そういう事をやってあげられればなあと思います。今の財政状態でそういうことをやっていけるかどうかわかりませんが、それはぜひあったほうがいいと思います。ただ、実現するかという点と非常に厳しいんじゃないかなと思う面はあります。

(フロア) 事例の1ですけれども、この方はアメリカの夫の方が誘拐罪で告訴したとか、離婚の訴えを起こしたと言っているのですが、実際のところ提訴されているかはわかりません。もし口先だけで実際に提訴していないとすると、ハーグ条約で1年以上の経過をしているということでは拒否ができることとなりますね。このままずっと放置していれば引渡しを拒否する事が出来るのではないのでしょうか？

(熊谷) いわゆる脅しではないかということですか？

(フロア) ええ。実際に告訴されていれば、そういったことが提訴されましたよという事が日本に送達はされますか？

(熊谷) 子どもの問題は刑事事件にする前にやる必要があるだろうということのできたのが、子どもの奪取条約です。だから、

この条約名は民事上のとなっているわけです。夫婦間であっても子どもを連れ去ったら誘拐もしくは親権妨害で刑事事件になるのですが、そうではなくまずは話し合いなりの民事手続で解決策を模索すべきだということです。面接をする権利もあたえないでということになると刑事の対象にもなるかと思いますが、仮に刑事告訴であった場合は、民事上の訴状送達の問題はここでは生じません。

(フロア) 2010年に子を連れて帰って来て1年以上経過した後アメリカに居る夫が子の返還を申し立てた場合、日本に居る女性はもう1年以上過ぎて子どもは日本の生活になじんでいるということを証明すれば、その返還請求を拒否できますか？

(熊谷) はい。わが国がハーグ条約に批准しているということを前提とした場合であれば、これは返還拒否事由に該当すると思われれます。

(フロア) 被害者支援対策とか今後の事もあるので、お聞きしたいのが、二つ目の事例の2008年7月に母子で帰ってきたという事で、12月に法務省法務局を通して、米国より離婚書類が送られてきたということは、それは送達だと思うのです。私は実際に保護命令を扱ったり収容したりする仕事をしているのですが、保護命令を申し立てているのに地裁から相手に送達できないということもあります。保護命令を発令しているながら、切手をもっと出してくれとか、何度も戻ってくるのですね。そうすると、これ私、女性支援の立場からしますと離婚訴訟の訴状送達で、仮に妻が受け取れない状態のときには、止まった状態しておくのはどうでしょうか。止まった状態が1年とか半年とか経ってしまいますね。そうすると理由をつけて、ある意味ハーグ条約が何かプラスに働く可能性があるのかなあなどと思ってしまうのですが、もうひとつは、ハーグ条約が批准された場合はインターネット、スカイプ、フェイスブックなどをもっと活用すべきだと思います。能力のある女性たちは結婚する前に情報を収集したり、緊急

の場合の手はずを整えると思うのです。でも私達が支援するのは国際結婚への準備なしに普通に恋愛し、結婚して米国へ行った女性です。現実には相談の窓口に来るのは本当に大変な状態になって初めて相談する人たちです。訴状や書類を受取らないように逃げ回ったりすると、送達がなかなか届かないわけですよ。日本国内で送達が遅れたり出来なかったりしたら、それがプラスに働く場合とマイナスに動く場合を教えてくださいましたらと思います。

(熊谷) 今おっしゃられた訴状の送達は、離婚裁判の訴状で個人間のことです。ハーグ条約は子どもを返還せよという申し立てですから、個人がするものではなくて、夫がアメリカ政府に対して、妻が子どもをアメリカ国内から連れ去ったので、日本政府に対して返還要求してくれというわけですから、民事訴訟上の訴状送達という事ではありません。アメリカの要請を受けて日本政府は、連れ去った女性に対して子どもの返還の裁判が始まりますよというそういうことを伝えるのです。そうではなくて、アメリカの夫が日本に居る妻に対して離婚の訴訟を起こしたという民事訴訟ですから、ここでいくら逃げようと1年という年数などは何も関係しません。相手に届かなければ届くまで追跡していくか、いつまでたっても所在不明であれば、アメリカで日本という公示送達のようなものを示して、相手方にこれを見たら出頭しろと公告します。おそろく見ませんし見ません子ども。そうすると欠席裁判になりアメリカではいずれにしても申立人が勝つということになります。1年というのは子どもの返還訴訟の時に1年経つと返還をもとめられないという事で、通常の訴状の送達ではありません。また、仮にわが国がハーグ条約に批准しているならば、条約による子の返還を求める裁判がなされているときに、同時に本国での子の親権を争う裁判をおこなうことはできません。だから、どこに逃げても構わないわけですが、その逃げた先の所在をきっちり追わなければならないのは、日本の中央当局、外務省の責任という事です。外国に逃げるという事も考えられます。そう

するとこれは日本の責任ではなくて連れ去った第三国との折衝になりますが、そこが締約国でなければその方法は使えませんが、いわば逃げ勝ちということになるのでしょうか。武田先生、ご意見ありませんか？

(武田) ハーグ条約の関係で送達のルールは違うのではないかというのはおっしゃる通りですよ。実は、訴状の送達については別の民事裁判のハーグ条約がありまして、これは熊谷先生のご専門ですけど、これはまた時間がかかりまして、各国の最高裁を通して、大使館と外務省を通して、という方法に日本は批准しておりまして、国際的な裁判の場合に送達というのは非常に面倒くさい状態があるといえますね。その送達が出来ていない限り、日本では無効だという事が言えるので、要するに、離婚裁判の訴状のような書類の送達に関して言うと、シェルターに居て逃げ勝ちというのはあり得ることでしょうね。

(平田) 今の送達の問題なのですが、外国から書留で書類が来ますと、配達人はここにサインしてあるいは印鑑を押してくださいと言いますが、オバアでも誰でもその家の人はみんな受け取ってしまいます。それを仏壇に置いておき、お盆とか正月に帰ってきた宛名本人を見つけ、急いでそれを持って相談に来るのです。中には本人が封も切らず放置して、その間に問題が悪化することもありました。日本では書留が来ると大抵、家族が受け取ってしまいます。反対にアメリカでは本人以外には渡さないし、受け取らない。本人でも受け取り拒否する場合があります。相談員の経験から言うと外国から書留文書が来たら宛名本人以外には受取らないことですね。

(熊谷) この事件の離婚書類は法務局から送られてきたものだと言っていますので、これは正式にアメリカの国務省から日本の外務省、そして日本の最高裁判所を通じてこの女性の管轄裁判所から出頭命令が出たということ、おそらく内容証明付きで来ると思っていますので、受け取らなくてもいいけれど、内容は、アメリカからの訴状です

よということがちゃんと知られるという形式になっています。相手に、しかも不在だから誰かに預けるという事は絶対にしません。これはわが国が職権送達主義を取っているからです。ところが、アメリカからの訴状というのは、通常はアメリカの弁護士事務所に呼出状を作成する権限が認められているから、ほんとは裁判所の仕事なのですけれども、アメリカは当事者に委ねてしまうのです。弁護士事務所の封筒でダイレクトメールのようにして来てしまっていて、往々にしてそこには日本語の翻訳文はついていないわけですから、ちょっと英語の能力があっても法律用語だとわからなかったりまして、結局ゴミ箱にポイしちゃうと、アメリカで裁判が始まっているという事さえ日本人に伝わっていないという事になります。こういうアメリカの送達方法がトラブルの元になって、つまり、最後にはアメリカの判決を日本に持ってきて承認してくれというわけですが、そのときには、日本人に対して裁判が開始されたことさえも通知しなかった外国の判決など、通常わが国は認めるわけがありません。こうした摩擦が生じていることから、最近では、アメリカもその辺の事情を汲んで、日本人に対して訴状を送りつけるときには必ず国務省を通した、外交ルートを通じてちゃんと日本の裁判所から日本人に手渡して訴状が届くような方法を取るようになっています。でもそれは先ほど武田先生が、通常3カ月かかると言われたわけですから、時間のないアメリカ人にとってはこういう方法はあまり取りたくない。ただどこをしっかりとやっておかないと、デュープロセス（適正な裁判手続き）を受けなかったと後で言われて、裁判が台無しになってしまいますので、アメリカもそこをきっちりやる傾向にあるということです。

(平田) この第二のケースなのですが、結局、2008年7月に帰ってきていますので、ハーグ条約が批准される前の段階で父親が明日突然現れて子どもを連れていくといった場合にこれを拒否する事が出来るでしょうか？この母子が帰って来てもう3年以上たっています。父親が明日現れたらどうな

るのですか？父親が親権者ですからね。まだハーグ条約が批准されていない現状で、仮に明日、父親が現れて子どもを連れていこうとする場合に、それを阻止できますか？

(熊谷) それは、アメリカで判決が確定して父が親権者だというのは、アメリカの主権のもとでの話であって、日本ではそれはまだ承認されていないので、勝手に連れて行こうとするのは法的には認められません。ただ、そのアメリカの判決を日本の主権のもとで下された国内の判決と同じような効果を与えることが出来る制度があり、これを外国判決の承認執行制度といいます。それをやるには、日本の裁判所にアメリカの判決が確定しているから、これに基づいて自分が親権者であることを認めてくれというふうに求める。それが認められれば、すなわち子どもを返還する事が認められます。これを認めるのは、今度は日本の裁判所ということになります。

(平田) 今母親が心配しているのは、最近聞いた話で軍人である父親が来て子どもを基地から米国へ連れ帰った事例があるということで、大変心配しているわけです。連れ去られる前に何ができますか？子どもたちを隠して会わせないようにするとか、そういうことしか方法はないわけですか？

(熊谷) 現状ではいつまでもこういうことの繰り返しだということではないでしょうか。それをきっちりルール化してどこで話し合いはつけるべきかを単純化したものがハーグ条約だということです。言ってみれば、国際結婚した人にとってハーグ条約は拠り所になるべきところもあって、ハーグ条約があるから自分が不安でたまらないというのは、やはりどこか問題です。ハーグ条約があるから連れ去られても必ず連れ戻せると、ということは同時に、やっぱり連れ去ってはいけないという事になるんですけど、日本の女性たちが受けた実情というのは実態が違います。日本ではハーグ条約の批准に対して違和感を持つ人が多いのは、その部分なんじゃないかと思います。それからもうひとつ、どなたかがおっしゃっ

ていましたが、弁護士とか現地で相談に乗ってもらえる人達に接触する機会は非常に少ないということ。最近私が目にした論文によると、日本人が国際調停員としていろんな州で実務に携わっているとのこと。もちろんこれは民間調停です。法律家でも民間調停機関に属して活動するということですね。話し合いで何とか現地で支援していこうという動きについては、今後注視していかなければと思います。

(中略)

(司会) 私達女性フォーラム沖縄はまだ結成して半年しかならない団体です。将来的にはNPO化する事も考えていますが、とりあえずこちらのているの元相談員、国際相談を受けた経験のある相談員5名が集まって、今後こういった問題に対して何か対処して行けないかっていう事をずっと追及していきながら今に至っています。今後外務省のほうで中央当局を設置して、そちらで色々なハーグ条約に関わる問題の対応をしていくということになりそうです。今の段階では外務省に弁護士二人を置いて相談に対処するような話が挙がっているようですが、今後地方の連絡という事もありますので、そういった相談が寄せられた際に受けられるような体制を国と県と一緒に取組んでいかなければいけないと思います。そういうときには是非私達のような団体で活動をしていければと思っております。ただ、私達の団体はそれだけではなくて、色々な女性が抱える問題について皆で考える機会を持ちましょうという趣旨でもそもも結成した団体ですので、そういった活動に止まらずもっと幅広い活動がしていけたらと考えております。代表に代わって司会のほうから一言述べさせていただきます。

本日は、お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございました。